

第百四十六回国 参議院経済・産業委員会會議録第三号

平成十一年十二月二日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

十一月二十五日

辞任

櫻井 充君

渡辺 孝男君

十二月一日

辞任

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

足立 良平君

今泉 昭君

十二月二日

辞任

青木 幹雄君

齊藤 滋宣君

続 訓弘君

補欠選任

今泉 昭君

続 訓弘君

補欠選任

齊藤 滋宣君

青木 幹雄君

内藤 正光君

櫻井 充君

補欠選任

久野 恒一君

世耕 弘成君

荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

加納 時男君

久野 恒一君

齊藤 滋宣君

世耕 弘成君

保坂 三蔵君

真鍋 賢二君

成瀬 守重君

馳 浩君

畑 恵君

円より子君

山下 芳生君

梶原 敬義君

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁長官官房審議官

政府参考人

原子力安全委員会委員長

科学技術庁原子力局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

科学技術庁原子力安全局長

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

木俣 佳丈君

櫻井 充君

内藤 正光君

荒木 清寛君

加藤 修一君

西山登紀子君

水野 誠一君

北側 一雄君

中曾根弘文君

細田 博之君

齊藤 鉄夫君

塩入 武三君

佐藤 一男君

興 直孝君

間宮 肇君

河野 博文君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

藤田 正晴君

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、渡辺孝男君、足立良平君、須藤良太郎君及び陣内孝雄君が委員を辞任され、その補欠として続訓弘君、内藤正光君、青木幹雄君及び齊藤滋宣君が選任されました。

また、本日、青木幹雄君及び続訓弘君が委員を辞任され、その補欠として久野恒一君及び荒木清寛君が選任されました。

○委員長(成瀬守重君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力災害対策特別措置法案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として原子力安全委員会委員長佐藤一男君、科学技術庁原子力局長興直孝君、同原子力安全局長間宮肇君、資源エネルギー庁長官河野博文君及び同長官官房審議官藤田正晴君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成瀬守重君) 原子力災害対策特別措置法案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

中曾根科学技術庁長官。

○国務大臣(中曾根弘文君) 原子力災害対策特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

本年九月三十日に発生いたしました株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における臨界事故は、安全確保を大前提に原子力の開発利用を進めてきた我が国にとりまして、初めて住民の避難や屋内退避が要請された極めて重大な事故でありました。

事故対応の教訓として、我が国における原子力災害に対する対策について、迅速な初期動作、国と地方公共団体との有機的な連携、原子力災害の特殊性に応じた国の緊急事対応体制の強化、原因者である原子力事業者の責務の明確化等の必要性が明らかとなりました。

本法案は、このような現状にかんがみ、原子力災害に対する対策の抜本的な強化を図ることとし、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置その他原子力災害に関する事項について特別の措置を講ずるものであります。

次に、本法案の要旨を御説明いたします。

第一に、本法案は、原子力災害の特殊性にかんがみ、関係法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としております。

第二に、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置、原子力防災管理者の選任、放射線測定設備の設置、原子力防災資機材の備えつけ等を義務づけることとしております。

第三に、主務大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策拠点施設を指定するとともに、国、

地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う防災訓練の実施のための計画を作成することとしております。

第四に、原子力防災管理者に対し、一定の事象の発生についての通報を義務づけるとともに、主務大臣は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に必要な情報の報告等を行うこととしております。

第五に、内閣総理大臣は、原子力緊急事態の発生についての報告等があった場合には、原子力緊急事態宣言を行うとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置することとしております。

第六に、原子力災害対策本部は、関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、原子力事業者等に対する必要な指示、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請、原子力安全委員会に対する技術的事項についての助言の要求等を行うことができることとしております。

第七に、原子力災害現地対策本部及び地方公共団体の災害対策本部は、原子力緊急事態に関する情報を交換するとともに、緊急事態発生対策について相互に協力するため、緊急事態発生対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会を組織することとしております。

第八に、指定行政機関の長、地方公共団体の長、原子力事業者等は、緊急事態発生対策及び原子力災害事後対策を実施しなければならないものとするともに、原子力事業者は、指定行政機関の長、地方公共団体の長等の実施する緊急事態発生対策が的確かつ円滑に行われるよう、原子力防災要員の派遣等必要な措置を講じなければならないこととしております。

第九に、科学技術庁及び通商産業省に原子力防災専門官を置くこととともに、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、報告の徴収または立入検査ができることとしております。

以上がこの法案の提案理由及び要旨であります

が、この法案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございます。

この法案は、同時に提案されております核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案により原子力の安全対策に万全を期することと相まって、万が一の際の防災体制を確立するためのものであり、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

本年九月三十日に発生した株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における我が国初の臨界事故は、安全確保を大前提に原子力の開発利用を進めてきた我が国にとって、これまでの原子力安全についての規制に対する信頼を損なう極めて重大な事故でありました。従来、加工施設については国による定期的な検査の受検が義務づけられておりましたが、これまでの事故原因の究明により、ジェー・シー・オー社の加工施設においては法令に違反した危険な作業が行われていたこと、今回の事故は高濃度の核燃料を製造する際に同様の危険な作業を行ったことにより生じたこと等の事実が明らかにされております。

本法は、このような重大な事故から得られた教訓を踏まえ、原子力安全についての規制体系全体を見直し、加工の事業についての保安対策の強化、製錬、加工等の事業等についての保安教育及び保安規定の遵守の状況に関する検査等に関する規定を整備するものであります。

次に、本法の要旨を御説明いたします。

第一に、加工施設についての定期検査等に関する制度の新設であります。

加工の事業の保安対策の強化につきましては、これまで国による施設の性能に関する検査の受検が義務づけられていなかった加工施設において事故が生じたこと、近年、加工の事業の形態が変化していること等にかんがみ、施設の使用前にその

性能について検査することとともに、使用開始後も、国による毎年一回の施設定期検査の受検を義務づけることとしております。また、加工施設の解体についても、国への届け出等を義務づけることとしております。

第二に、保安教育、保安規定の遵守の状況に関する検査等に関する規定の整備であります。

事業者等及び従業者が遵守すべき保安規定において、核燃料物質の取り扱い等に関する保安教育についての規定が含まれることとし、事業者等は従業者に対して保安教育を行う義務を有することと明記しております。

さらに、事業者等に対して主務大臣が定期に行う保安規定の遵守の状況に関する検査を受検することを義務づけるとともに、これを実効性あるものとするため、科学技術庁及び通商産業省に当該検査に関する事務に従事する原子力保安検査官を置くものとしております。

第三に、主務大臣に対する申告に関する制度の新設であります。

事業者等がこの法律に違反する事実がある場合には、その従業者は、かかる事実を主務大臣に申告することができることとし、事業者等は、当該申告がなされたことを理由として、当該従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないものとしております。

以上が本法の提案理由及び要旨であります。

この法律案は、同時に提案されております原子力災害対策特別措置法案により万が一の際の防災体制を確立することと相まって、原子力の安全対策に万全を期するためのものであり、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(成瀬守重君) 次に、原子力災害対策特別措置法案の衆議院における修正部分について、衆議院科学技術委員長北側一雄君から説明を聴取いたします。北側一雄君。

○衆議院議員(北側一雄君) ただいま議題となり

ました原子力災害対策特別措置法案に対する衆議院における修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

本修正は、衆議院の科学技術委員会における法律案についての審議を踏まえたものであり、事業者の原子力防災管理者から事象の発生について通報があった場合の国の原子力防災専門官の業務につきまして、その明確化を図ることにより、地方公共団体が主体となって実施する応急措置に遺漏なきを期すもので、第三十条第二項に定める原子力防災専門官が行う原子力災害の発生または拡大の防止の円滑な実施に必要な業務として、「地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言」が含まれることを明記したものであります。

以上が衆議院における修正の内容であります。本修正案は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案によるもので、全会一致をもって修正すべきものと議決した次第であります。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(成瀬守重君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

前回、私は決算委員会の方で斉藤政務次官とい

ろいるこの原子力問題を議論させていただきました。本日は大臣がいらっしゃいますので、主に大臣に御答弁をいただきたいと思っております。

今回、私は、まず中間報告、そして今回提出されました原子力二法、そして最後に原子力安全委員会、大きく言ってこの三点にわたって質問をさせていただきますと思います。

まず、中間報告でございますが、科技庁の被曝

調査、最近出たわけですが、三百五十メートル圏内においても一・四ないし百十ミリシーベルトという結果が出ております。これは年間の許容量が一ミリシーベルトであるということと考えますと、かなりの高レベル、百倍以上の高レベル、大変周辺住民の健康に大きな懸念が抱かれるわけでございます。

そこで、お伺いしたいのは、周辺住民の健康調査について、具体的に今どんなことを実施しているのか、また実施してきたのか、そしてまた並行してその結果についてつまびらかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 当科学技術庁及び放射線医学総合研究所は、より精密な個人の被曝量を推定するために、地方自治体の協力をいただきまして、十一月十九日から二十二日にかけて行動調査を実施したところでございます。

具体的には、おおよそ三百五十メートル以内の避難要請区域に居住または勤務する方を対象に、放医研、放射線医学総合研究所でございますが、こちらの二名とそれから県の保健婦の一名の計三名を一班とする調査員が戸別に訪問いたしました。事故発生当時から臨界終息時までのおおよそ二十時間にわたる個々の方々の居場所、行動経路とともに建物の種類、それから年齢、妊娠の有無などの項目について調査を実施いたしました。

現在、住民の方は全員、また勤務者の方は九割以上についての調査を終了しております。この結果につきましては、現在、事故調査対策本部で行っております理論的な推定量の精度向上に関する検討とあわせ、個々の住民の方々の線量を推定していくこととしております。

また、この行動調査をもとに明らかにされた推定被曝線量については、健康管理検討委員会におきまして、長期的な健康管理が必要と考えられる方を把握するために検討されることになっております。

○内藤正光君 それでは、具体的にお伺いしたいんですが、現時点までの調査で何人を対象に調査

し終えていて、そして何人の被害者といひますか、被曝者が判明しているのか教えていただけませんか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) どういう調査かという御質問でございますが、先ほど大臣から申し上げましたように、事故発生当時から臨界が終息するまでおおよそ二十時間。その二十時間の間の居場所、それから行動経路、それからいたところの建物の種類、年齢、妊娠の有無等でございます。

それから、大臣の答弁の中にございました推定被曝線量の精度を上げる作業、これも現在鋭意進めているところでございます。

○内藤正光君 現在鋭意進めているところということなんですが、具体的に現時点での調査の計画を教えてくださいませんか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 現時点では、先ほど大臣が答弁申し上げましたように、住民の方は全員、勤務者の方については九割の行動調査を終えております。それから、その人数は約三百名弱でございます。

それぞれの方の行動に対して空間線量率がいわゆる推定値として出ておりますけれども、この空間線量率、かなり安全側、安全側といひます。か、実際の被曝よりも高い、数値として考えられる最大値という形で推定をさせていただきます。

また、いわゆる臨界発生量のパターンとして、パースト部があつて、その後かなり低い安定した状態が臨界が続くというパターンがございましたけれども、そのパースト部と継続した臨界等につきましても、より今精密なその比率ですね、臨界量といひますか、核分裂数の比率についてもより今精密に検討をしているところでございます。

○内藤正光君 妊娠の有無についてもということをおっしゃいましたが、やはりそのほかにも、こ

れから子供を持たれる方の場合にはやっぱり子孫にまで当然長い影響が、悪い影響が懸念されるわけでございますし、また被曝をされた当の本人につきましても、例えば白血球だとか、がんだとか甲状腺ホルモン異常等々起こる可能性があるわけでございます。

こういったことを考えますと、やはり調査は今限りというふうにするのではなくて、今後何十年間も継続して調査を続ける必要があるかと思ひます。今後の継続調査といひますか追跡調査についての計画、御予定についてお伺いしたいわけですが、その際、期間だとか規模あるいはまた具体的にどんな項目を調査していくのか、あわせて教えてくださいませんか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 内藤委員御指摘のように、長期的な検討、これが大事でございます。今後、より精密な推定被曝線量に基づいて個々の方々の被曝線量を出していくわけでございますけれども、健康管理検討委員会の中で、この方については長期の検討が必要である、長期に見ていかねければならない、このように健康管理検討委員会の方で検討された方については、長期にその検討を長期的な健康管理について行っていく予定でございます。

ただ、その調査項目、それから対象者、内容、頻度につきましては、今後健康管理検討委員会の方で具体的に詰めていくということでございます。

○内藤正光君 いずれにしましても、今回の事故で大変な被害に遭われた方は、少なからず、もう本当に大勢いるわけでございます。

そこで、お伺いしたいのは、こういった被害を受けた方々、健康被害に遭われた方々への補償を具体的にどのような形で進めていられるんでしょうか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今回の事故では、作業中に被曝された三人以外には直ちに健康に影響を生ずるような被曝をした方々はいないものと承知をしております。しかしながら、原子力安全委

員会に設置されました今申し上げました健康管理検討委員会、ここでは推定被曝線量に基づいた周辺住民の長期的健康管理のあり方についての検討を行つておりました。今、政務次官から御説明したとおりであります。この結果を踏まえて、地元自治体とも協力をし、周辺住民の健康管理に万全を期したい、そういうふうを考えております。

また、補償につきましては、科学技術庁の指導によりまして、ジェー・シー・オーが東海村の駅前に相談窓口を開設しております。この相談窓口において今対応しているものと承知をしております。

○内藤正光君 補償の具体的なこれからの進め方をお伺いしたかったんですが、それはまた再度聞きます。

その前に大臣、従業員以外には被曝をされた方はいないというふうにおっしゃったと思ひますが、ただ、ここに毎日新聞の記事がありますが、十一月十六日の記事なんです。千八百三十八人血液検査、尿検査等を行ったところ、三人についてこれから追跡調査が必要だといふふうに書かれておりますが、大臣の答弁とはちよつとこれ食い違ふと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 先ほど申し上げましたのは、作業中に被曝された三人以外には直ちに健康に影響を生ずるような被曝をした方々はいないものと承知をいたしますと申し上げまして、直ちに健康に影響を生ずるような被曝をした方々といひます。先ほど御説明させていただきました。

現在、今回の事故において測定値によりまして被曝が明らかになっておりますのは、事故時に転換試験棟において作業をしておりましたこの三名の方、それから消防関係者の方、これが三名でございます。それから、一般住民七名の方、及び株式会社ジェー・シー・オーの従業員、これには関係会社の方も含まれますが五十六名、合計六十九名でございます。また、その後の水抜き作業等に

従事することによりまして被曝をした方が二十四名おられる、そういうことでございます。

○内藤正光君　そこで、補償の進め方なんです、原子力被害が生じた場合に原子力損害賠償法というのがあるかと思ひます。これは保険で、例えば加工事業者の場合はマックス十億円まで保険から出るというふうになっておりますが、まずこれで進めるといふふうに理解してよろしいんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　手続的なことを申し上げますが、先ほど東海村駅前に相談窓口を開設すると申し上げました。ここへ住民の方等から申し出等がなされれば、ジェー・シー・オーは具体的被害金額の裏づけとなる書面とか資料等の御提示をお願いすることになります。そして、そういう資料等の提示をいただいて、具体的な賠償の前提となる諸手続を進めていくというのが手順になっております。

また、直接の健康被害がない場合でも、被曝が認められた住民の検査費用、そういうものの補償につきましてもこうした手続に沿って対応されていくことにならうかと思ひます。

また、原賠法でございすけれども、これは被害者による損害賠償請求権の立証を容易にするとの観点から原子力事業者の無過失賠償責任制度を導入しております、被害者の立証責任の緩和を図っているところでございます。

因果関係につきましては、原告、つまり被害者の側でございす、原告側がこれを立証するというのが民事賠償制度上の原則でありまして、原賠法もこれに従ったものでございす。

しかしながら、場合によりましては、因果関係の立証が容易でない事態が生ずることも考えられますために、科学技術庁としては、損害認定の迅速化、円滑化を図るために発足せました原子力損害調査研究会におきまして原賠法の相当因果関係の考え方について整理をしているところであります。この研究会の検討結果により、被害者側の立証負担の軽減に資するものになると考えております。

ます。

○内藤正光君　そうはいっても、基本的には、原則的には因果関係の立証責任は住民側にあるということでもよろしいんですか、大臣の答弁は。

○政務次官(斎藤鉄夫君)　原賠法は、基本的に民法、民事訴訟でございまして、その原則からするならば、住民側がその立証責任があるわけでございすけれども、先ほど大臣が答弁申し上げましたように、いろいろな措置でその立証負担の軽減措置がとられているということでございます。

○内藤正光君　負担の軽減がとられようが、結局は何がしかの負担がかかるわけですよ。突然ジェー・シー・オーのあるいはまた科技庁の監督責任、いろいろな、もろもろの問題で生じた災害による被害を受けている。ただでさえも大変な被害者なんです。健康上の被害、心理的な被害、あるいはまた経済的な被害、あるいはまた、もしかしら、あつてはならないことかもしれないけれども、今後結婚するとかときだつて、東海村の出身ということと差別を受けるかもしれない。大変な被害を受けるわけですよ。一生背負っていくわけですよ。そういう被害者に対して、負担軽減措置をするとは言いつつも、やはり何がしかの立証責任を負わせる、これはちよつと理不尽とは思ひませんか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　被害者側による因果関係の立証、これが困難なそういうような損害の賠償に備へまして、原賠法に基づいて、既に原子力損害賠償紛争審査会、こういうものを設置しております。この審査会が公正中立の立場から損害の調査とか評価を行ひまして、これを踏まえて、和解の仲介を行うこととなっております。私も科学技術庁といたしましては、こうした取り組みによりまして可能な限り被害者の方々の立証負担を軽減すべく努めてまいりたい、そういうふうにしてございす。

○内藤正光君　これは念押しの確認にもなるのかもしれませんが、例えば数十年後、二十年後か三十年後かもしれませんが、万が一、白血病とかあるいはまたがんが発症した場合、この因果関係についても立証責任は基本的には住民にあるということですね。

○国務大臣(中曽根弘文君)　先ほど申し上げましたけれども、因果関係につきましては被害者側、つまり原告側がこれを立証するというのが民事賠償制度上の原則でありまして、原賠法もこれに従ったものでございす。

○内藤正光君　そのときは、調停委とおっしゃいましたか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　審査会です。

○内藤正光君　審査会がもう何十年たとうがその因果関係の立証を手助けするということでもよろしいんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　今私ども考えておりますのは、この事業が終わるまでということ、原子力損害賠償紛争審査会はこの事業が終わるまでということでございます。

○内藤正光君　具体的に、事業が終わるまでというのはどういうことですか。

○委員長(成瀬守重君)　答弁急いでください。速記をお願いします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬守重君)　速記を起こして。

○国務大臣(中曽根弘文君)　失礼いたしました。必要があれば、その後もこの委員会が機能を働かすということでございます。

○内藤正光君　しつこいようですが、必要があればということなんですが、それは、例えば一人の人が発病したと、住民の主張でそういうのがまた再開されるんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　先ほど申し上げましたけれども、個々の方々の健康管理、特に長期にわたる健康管理は、国がその後も健康管理について行つていく、そういうことでございす。

○内藤正光君　ちよつと答弁、私が期待しているものが出てこないんですが、この手の被害というのは、最初の検査、健康調査ではパスしても、

やつぱりそのときは見抜けなかったような、例えば遺伝子異常だとかいろいろなものがあつて、何十年後に発症する可能性があるというたぐいのものだと思うんですよ。

ですから、二十年後、三十年後発症したとき、立証責任を手助けしてくれる機関がないというのは、私ははっきり言えば責任放棄にほかならないんじゃないかと。ましてや、今すぐだつたら立証も容易なもの、一般的に言ひまして、やつぱり二十年、三十年と時がたつほど立証というのは難しくなるわけなんです。その点をどのようにお考えになられているのか、ちゃんと明確な答弁をお願いしたいんですが。

○政務次官(斎藤鉄夫君)　先ほど大臣が申し上げました民法上、民事賠償制度上の原則、これは民事賠償制度上の大原則でございまして、一応その大原則はございすけれども、しかし現実問題としてその立証責任を被害者の方が負うということは実質的には避けていきたいというのが科技技術庁の基本的な姿勢でございす。

したがひまして、この原子力損害調査研究会という研究会を設けて、今回、今内藤委員おっしゃいましたようなこの特殊な事例について、その因果関係についてはどういう形で、時間的なファクターも含めて検討をしていく、そして法的には先ほど申し上げました原子力損害賠償紛争審査会、これが決めていくということでございます。

もつとある意味で整理して言ひますと、先ほどお話のありました健康管理検討委員会、これは専門家が集まつたそういう健康管理検討委員会でございます。その中で、この人については長期的に見ていかなければいけないのではないかと、このような判断が下されるわけでございまして、そういう方については将来健康被害が起きたときには、もうそのときには事業が終わつてから知らないうということではなくて、それはまだ事業が終わつていないというところでございまして、当然その立証責任については本人が実証しなきゃいけないというふうなことではなくて対処していけるよう

に、今いろいろな制度を整えているところでございます。

○内藤正光君 私が申し上げている半分はお答えいただいたかと思うんですが、早い段階である程度これは追跡調査が必要ありと認められた患者については、ある意味ではそれはいいんですが、私がもう半分問題にしておりますのは、最初の試験で、早い段階で発見されなかったような人、そして何十年後にひょこっと発病した人、発症した人、こういった人については救いの手は何にもないのか、泣き寝入りするしかないのか、そこを私はお答えいただきたいと思うのですが。

○政務次官(斎藤鉄夫君) それも含めて医学的な見地からこの健康管理検討委員会において検討されると、このように認識をしております。

○内藤正光君 フォローするということなんです、推定線量でいかほどぐらいの人を今後具体的にフォローしていくこととなさっているんでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) その点につきましては、放射線影響等についての学問的知見を持っていらっしゃる健康管理検討委員会の方で検討されるということでございます。

○内藤正光君 検討される。具体的にいつまでとかいうのは、できる限り早い方がいいわけですが、教えていただけますか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 先ほども申し上げましたけれども、今二つの努力をしております。一つは行動調査、一つはより正確な推定線量、その二つ鋭意急ぎまして、できるだけ早い時期に公表したいと思っております。

○内藤正光君 もう周辺住民は大変な心理的に重圧を受けているわけですよ。もう一日一日大変な苦しみの中に生きている。鋭意急いでいるとか早くやるように努めるとか言うんじゃなくて、もう本当に、本当にもう早くやっていただかなければ困るわけなんです。

そしてまた、先ほどから私が再三再四申し上げておりますように、もう周辺住民は既に大変な被害を受けている、経済的にも心理的にも肉体的にも。その上さらに何十年後に白血病等が発症して、そしてその因果関係を立証しなきゃいけないという、そんな大変な苦しめるようなことがあってはならない、許されないことだと私は思っています。

そういつた意味で、そういった人を少しでも少なくするために、今本当にこの時期に徹底的に調査をしていただかなければ困るわけです。その辺の決意をまずお伺いしたいんですが。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私ども、今回の事故を、単に事故原因の究明、再発防止、これはもちろん大変重要なことでありますが、それだけではなくて、住民の方々の健康の問題、心のケアの問題、あるいはさらに風評被害等の問題まで含めまして、大変に重く受けとめておりまして、また、一日も早く住民の方々がもとの生活に戻れるようにとのことで、私どもで考えられるあらゆる手段を行ってまいります。

そういう基本的な考え方がございますので、先ほどから申し上げておりますけれども、今ありますという研究等々の組織をフルに生かしまして、今後の住民の皆さんの健康不安、健康管理にも国として長期的にも取り組んでいきたい、そういうふうな思っております。

○内藤正光君 長官は先ほど風評被害という言葉を使われましたが、ちよつと風評被害についてもお尋ねしたいと思っております。

中間報告でこのように出ておりますが、「事故後の誤った認識に基づく風評被害が相当程度発生している」と。そしてまた、茨城県の調査においても、事故後一カ月の間に被害額は百五十億円に上ったということも書いてあります。実際、具体的には、先月の二十六日に、創業明治三十五年の旅館も相次ぐキャンセル客で経営が行き詰まって倒産をしてしまっているというような事例も見受けられるわけなんです。こういう風評被害に対する具体的な対策あるいはまた補償に対する考え方を教えていただけますか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 大変申しわけありませんが、御質問の事前の通告がなかったものですからすっきりした答弁ができないかもしれませんけれども、地元の方々の知事さんあるいは町村長さん、また農業あるいは商工会の皆様方からも、この問題についての国の対応また支援対策というものを強く要請をされておるところでございます。

風評被害につきましては、大変にいろいろな方々からこの賠償といいますが対応についてのお問い合わせがあるわけでありまして、一番大切なことは、正確な情報といいますが、そういうものを把握すること、これがまず大事だと思っております。それで、私どもは、東海村に設置いたしましたこのための相談窓口がございますけれども、その相談窓口あるいはジェー・シー・オーまた農林水産省等に寄せられる風評被害に関する情報の把握に今努めているところでございます。

そして同時に、風評被害を払拭するために私どもいろいろな方策を考えているところでございまして、国民の皆様に対するそういう点についての御理解、御理解といいますが、もう安全でありますという御理解の広報活動をするということ等も必要だと思っております。また環境モニタリングの結果等の積極的な情報公開、あるいは例えばニュースレター、そういうようなものも作成いたしまして発行いたしまして、また県が行う観光PR等の風評対策に対しても協力を行う、そういうようなことを考えておるところでございます。

なお、農林水産省の関係におきましても、食品検査の結果等についての広報活動に力を注いでいるものと承知をしております。それから、悪質な事例、そういうものがあつてはならないわけでありまして、情報収集の過程で悪質なものが発見されればしかるべく対応していきたい、そういうふうな思っているところでございます。

○内藤正光君 具体的なそういう対策及び補償についての予算措置はどれぐらいとられているんでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 通告がないんですけれどもね。

○委員長(成瀬守重君) 速記をとめてください。

(速記中止)

ただいまについては事前の通告がなかったようですが、数字その他については後ほど報告することにして、方向性だけについては長官よりまた御報告いただきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほど申し上げましたけれども、ジェー・シー・オーが当然これに対しての賠償をまず行うべきところでございまして、風評被害等による損害賠償につきましまして、私どもはジェー・シー・オーを指導いたしまして、そして早期にこの支払いが行われるように、そういうふうにしていくところでございまして、ジェー・シー・オーの社長あるいは親会社の役員の方々に申しまして、私から再三三期にこの支払い等を行うように要請もしております。

それから、先ほどもちよつとお話ししましたけれども、三百五十メートル以内にお住まいの方々や御勤務の方々、あるいは十キロ以内の方々の健康診断等についても、その先ほど申し上げましたが証明できるようなものがあれば、健康診断にかかった費用等の支払いも、これも早くやっていただくようにお話をしているところでございまして、それから、風評の内容につきましても早期に対応できるよう指導している、そういうことでございまして。

○内藤正光君 風評のことは事前通告なくて大変申しわけございませんでした。

先ほど長官は親会社にも支払いを求めていくとおっしゃいました。ジェー・シー・オーの親会社に。おっしゃいましたね。ところが、私の知る限りでは、この原子力損害賠償法というのは親会社にまで損害賠償を請求することはできないはずなんです。保険の枠内でも十億円までですよ。そ

してさらに言えば、ジェー・シー・オーが今後存続し続けるかどうか。あるいはまた、もつと言え、その先に、本当に百五十億円風評被害が出ていと言いますが、もつとあると思うんです。その支払い能力が果たしてあるかどうか。そしてまた、ジェー・シー・オー自体そのものがなくなってしまう場合どうするのか。大変不安なんです。教えていただけないでしょうか。これも質疑の中で出てきた私の疑問ですので、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 原賠法では、委員も御存じのとおり十億円という額が決められておるわけでございますが、ジェー・シー・オーには無限無過失責任があるわけでありまして、十億円を超えた額につきましても、ジェー・シー・オーの支払いにつきましては、その可能な限りの賠償をジェー・シー・オーがやっていくということでございます。

また、親会社につきましては、これは一〇〇%の子会社ということもありまして、私どもとしては社会的、道義的責任はある、そういうふうにしておりまして、そういう観点から、支払いをしてくださいと申し上げたのではなくて、できるだけ親会社としての協力をお願いしたい、そういうふうに親会社の社長さんにもお話ししましたところ、できるだけ協力はいたしましうと、そういうことでございます。

○内藤正光君 確かにこの原子力損害賠償、無過失無制限の責任をジェー・シー・オーは負わされる。ただ問題は、ジェー・シー・オーに実際としてそれだけの責任能力がないわけなんです。倒産してしまえば全くなくなる。そしてまた、親会社に対しても求めていくことなんです。いろいろな住専の問題等々見てみても、お願いするといつてもなかなか、はい、わかりましたと本当に払ってくれるかどうか、そんなのは今どこにも保証がないわけですよ。何かもつと明確なことを教えていただけないか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 親会社に対して

は、先ほども申し上げましたけれども、そういう社会的、道義的責任はあるだろうという観点から協力の要請を私どもしておるところでありまして、それに対しての社長の回答は先ほど申し上げたとおりでございます。私どもとしてはそういう働きかけを行っていくことでございます。

○内藤正光君 もつと言いますと、ジェー・シー・オーの役員に対しての個人的な追及は行われるんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員のおっしゃる個人的責任というのはどういうことを指すわけでございますか。

○内藤正光君 金銭的に、支払いに。○国務大臣(中曽根弘文君) 現在、事故の原因究明とかそういうものが行われている最中でありまして、私はこういうことにつきましては、これらが解明されてからのことだと思っております。

○内藤正光君 徹底してやっていただきたいと思

います。ちよつと話題を変えまして、先月出されました中間報告あるいはまた緊急提言の中で、読んでいきますと「国による検査機能を強化する」という言葉が見受けられるかと思ひます。具体的には、聞いていただければ結構なんです。原子炉等規制法第六十八条に基づく立入検査等について、より効果的に実施するよう運用する」だとか、「加工工業等に係る規制項目を追加」する、そして「定期検査等を義務づける」等々いろいろ、要は検査項目をふやすとか強化するだとかいう言葉が散見されるわけなんです。

ところが、考え方を教えていただければ結構なんです。現行の体制、さきの決算委員会の中の政務次官の答弁でも明らかにしたように、最低限の保安規定遵守状況調査すらも人手がないとか言っておる所になつていったというのが現実だったかと思ひます。そういう現実があるわけなんです。一方では定員をおいそれふやせないという、枠があるわけです。そこで、そういう枠の中で、制限の中で具体的にどう検査体制を強化して

いこうと考えていらつしやるのか、方向性だけでも教えていただけますでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今回、原子炉規制法の改正によりまして保安検査官を法律上明記いたしました。この保安検査官について、内藤委員おっしゃるよう人員を確保してきさんと、これは科技庁関係、通産省関係二つに分かれるわけでございますけれども、人員を確保し、万全の体制をとっていききたいと思います。

また、今回法律の中で、これまで定期検査の対象となつていなかったウラン加工施設等についても今後その対象となります。法律でその業務が拡充されるわけでございますから、それに向けて人員の拡充等、努力をしていきたいと思いますけれども、これは今後検討をさせていただきます。

それから、今、内藤委員おっしゃった点、非常に本質的な問題を含んでいるところでございます。じゃ、どこまで検査するのか、もう行き詰めれば一人の作業員に一人の国家公務員がついて常時後ろから見ていくということまで行き着きます。それは現実的ではございません。どこら辺に線引きをするかという、これは合理的な検討が今後必要になつてまいります。その検討をして、しかし人員の補充はこれは必要でございますので、鋭意努力していきたいと思っております。

○内藤正光君 ちよつとテーマは変わりましたが、次は原子力二法案について質問させていただきます。○政務次官(斎藤鉄夫君) 済みません、先ほどの私の答弁はちよつと私の感覚で答えたんですけれども、今法令がありまして、十六条の二、「施設検査等を要する核燃料物質」ということで、一、ブルトニウムの量がグラム以上、それから二、三、七テラペクレル以上の使用済み燃料、三、六弗化ウランであればウランの量が三トン以上、ウラン及びその化合物については三トン以上のものというところでございまして、これが施設検査を要する核燃料物質、法律で決められているものでございます。

○内藤正光君 という理解の上で再度聞きますが、核燃料物質使用者のうち二〇%の濃縮ウラン八キロあるいは九キロ扱つていても、これは対象外ということですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) この法律上、対象外というところでございます。○内藤正光君 形状等いろいろな条件等があるかと思ひますが、二〇%濃縮ウランで何キログラム以上あれば臨界が起り得るのでしょうか。大体で結構なんです。

つまり、どういう条件がつくかといひますと、扱うウランの量が三トン以上という制限が加わつていふわけなんです。これは三トン以下だったらどうかという話もいろいろあるんですが、私がここで問題にしたいのは、ここにおいては濃縮ウランについては何ら規定がないわけなんです。つまり、どういふことが起こるかといひますと、核燃料物質使用者であっても、例えば二〇%濃縮ウランを八キログラム使つていたとしますが、これをそのまま読みますと対象外となるというふうに見受けられますが、そう理解してよろしいのでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今ちよつと法令が手元にございせんけれども、二〇%濃縮ウランを八キログラムも扱つていたら小規模施設ということにはならないと思ひます。

○内藤正光君 つまり、対象外という理解は正しいわけですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 済みません、先ほどの私の答弁はちよつと私の感覚で答えたんですけれども、今法令がありまして、十六条の二、「施設検査等を要する核燃料物質」ということで、一、ブルトニウムの量がグラム以上、それから二、三、七テラペクレル以上の使用済み燃料、三、六弗化ウランであればウランの量が三トン以上、ウラン及びその化合物については三トン以上のものというところでございまして、これが施設検査を要する核燃料物質、法律で決められているものでございます。

○内藤正光君 という理解の上で再度聞きますが、核燃料物質使用者のうち二〇%の濃縮ウラン八キロあるいは九キロ扱つていても、これは対象外ということですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) この法律上、対象外というところでございます。○内藤正光君 形状等いろいろな条件等があるかと思ひますが、二〇%濃縮ウランで何キログラム以上あれば臨界が起り得るのでしょうか。大体で結構なんです。

○委員長(成瀬守重君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(成瀬守重君) 速記を起こしてくださ

い。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今ちょっと詳しい臨界量、いわゆる臨界量は、球状で周りに水があつて中性子を反射するという境界、そういう最も臨界を起こしやすい量を臨界量としておりますけれども、私が今頭にありますのは、例えば九十数%の濃縮で最も臨界を起こしやすい形状、条件において大体八百グラムだったかと思ひます。

○内藤正光君 通告がないとおつしやつていますが、これは今回のジェー・シー・オーの事故で明らかになつたんですが、大体一八・八%でこれぐらいあれば、二〇%でこれぐらいあれば臨界は十分起こり得るわけなんです、十キロ、二十キロあれば。つまり、臨界の発生の可能性を有しながらもこの法案の対象外という、これは欠陥とは違ひますか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今回の事故を深く受けとめて、今回原子炉規制法の改正を行つたところでございます。

○内藤正光君 つまり、今回のジェー・シー・オー事故の教訓というのどこにあつたかというところ、一つには、可能性としては否定し切れないところはやっぱりそれなりの対応を整えておくべきだということなんだと思ひます。

ところが、今回の事故を踏まえてこの法案をつくつたとおつしやいますが、事実として、先ほど私が申し上げた例えは二〇%濃縮ウランを二十キロ、三十キロ扱ふところがこの法案の対象外。ところが、臨界の可能性を十分に持つてゐる。私は、これは大変な欠陥だと思ひますが、この欠陥を正していかねばいけませんと思ひますが、いかがでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 原子炉規制法におきましては、この十六条の二で定める量に満たない比較的小量の核燃料物質を使用する者については、原子炉規制法に基づく保安規定の認可を受けるこ

とはしてありません。そのような使用者につきましては、原子炉規制法におきまして核燃料物質等の使用、保管、廃棄及び運搬について定められた技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講ずることが義務づけられております。

さらに、科学技術庁は、使用者がこれら技術上の基準に従つてゐるか調査を行うとともに、使用者に対する説明会を開催し、技術上の基準の遵守について再確認を促し、また、事故、トラブルから得られた教訓の周知徹底を図るなど、一層の安全確保のための取り組みを行つてゐるところでございます。

今回の事故の教訓を踏まえ、比較的小量の核燃料物質しか使用しない者に対しても調査の定期化や実施頻度の向上を図ることとし、核燃料物質の使用に係る安全確保について万全を期してまいりたいと思ひております。

○内藤正光君 一般的な姿勢は当然といえば当然なんです、ただ、現実としてそういう問題を抱えてゐるという、これは欠陥じゃないかと私は申し上げてゐるわけなんです。その辺の対処をどうされるのか教えていただきたいんですが。

○政務次官(斎藤鉄夫君) それぞれの、いわゆるどれだけの核分裂生成物、核分裂物質があるか、それぞれの形態やそのときの使用状況等を勘案して、また、いろいろな形状管理、秤量管理等の技術も組み合わせて管理をしてゐるわけでございまして、この現在の保安規定で不備はないと思ひております。

○内藤正光君 形状管理とおつしやいましたが、今回のジェー・シー・オー事故で明らかになつたのは、幾ら形状管理をするような仕組みをつくつても、人間がちよつとこの辺のプロセスをすつ飛ばして最後のプロセスのところへいきなりぶち込もうとしたら、事故が起るわけなんです。

本来だったら、規定どおりやつていけば、形状管理がされてゐるわけですから今回のジェー・シー・オーは臨界は起こり得なかつたんです。ところが、起きたんです。ですから、形状管理をし

てゐるから大丈夫だという姿勢は私はだめではな

いかなと思ふんです。やはり可能性としては、技術的には、科学的には臨界が発生し得るわけですから、ところが、本法案の対象外。私はそこを強くつゐてゐるわけなんです。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今回のものにつきましては、例えば形状管理、それから質量管理、また一バツちごとに処理をしていく、ある意味ではその手順が順当に守られれば起こり得べくない臨界が起きたわけでございます。ある意味では三重のバリアがしてあつた。我々、保安規定上は、その三重のバリアがあれば、またそしてその手続にのつとつて作業が行われれば十分大丈夫であらうと、このように判断をしたものでございましてけれども、しかし、現実にはその三つのバリアがある意味で故意に一気にすつ飛ばしてしまふような作業がされた。そういうことが今回の直接の原因でございまして。

先ほど申し上げましたように、いろいろなこの今回の、どれだけの量が扱えるかということについては、先ほど申し上げましたようなものもろろの、いろいろな要素から考へてゐるわけでござい

ます。

○内藤正光君 科学的見地からお答えを。

委員長、私が質問してゐることが出てこないの

ですが、済みません。

○委員長(成瀬守重君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(成瀬守重君) 速記を起こしてくださ

い。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 先ほど内藤委員おつしやいました原子炉規制法の施行令第十六条の二でございまして。これは政令でございまして、今回の原子炉規制法、いわゆる規制法の法改正に伴ひましてこの施行令についても見直していく予定でございまして。したがいまして、その中で今後このウラン量の取り扱いについても見直してまいりま

す。

○内藤正光君 じゃ、そういうような不備がない

ように変えていくという理解でよろしいわけですか。わかりました。

では次、私の同僚議員の櫻井議員に質問を譲りたいと思ひます。

○櫻井充君 ちよつと確認させていただきたいんです。今の内藤議員のいろいろ質疑を聞いておりました、根本的なことをお伺ひしたいんですけれども、この二法案が成立すれば今回のような事故は本当に起こらないんでしょうか。そういうふう

に理解してよろしいんですかね。

○国務大臣(中曾根弘文君) 私どもは、今回の事故、原因まだ究明終了はしてありませんが、原因を究明し、そしていろいろな反省すべき点あるいは不備がどういふ点があつたかということを総点検して、そして現時点で考えられる対策、方策というものをこの二つの法案に盛り込んだ、そういうつもりでございまして、事故が再発をしないように全力で今取り組んでゐるということでござい

す。

○櫻井充君 今回の答弁をずっと聞いておりました、きょうのだけじゃないんですけれども、想定外というのをよくおつしやいますけれども、今回のこの法案はどの程度の規模の原子力災害というものを想定されてつくられてゐるんでしょうか。緊急のときに、どの程度の規模かということ

は質問通告してゐるはずですが。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今後、国、自治体が共同して防災訓練を行うわけでございまして、その防災訓練を行うに当たり、事故の想定を行ひま

す。その事故の想定につきましては、海外の事例、例えばTMI事故等の内外の事故、それから現在県が中心となつて行つてゐる防災訓練、諸外国での防災訓練等を参考にしながら、今後具体的にその点を詰めてまいります。

○櫻井充君 逆じゃないですか。普通はどういふことを想定したから法律をつくるわけですか。法律をつくつてから今後どういふ事故に対応するかというの、これはおかしいじゃないですか。要するに、原子力発電所で一基何か事故が起こつ

て、チェルノブイリクラスのこととも想定してこの法律はつくられているんですか。それとも、今回みたいな半径十キロ程度のところで避難すればいいような、そういうような法律なんですか、これは。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 今回のこの原子力災害対策特別措置法、これは原子力施設に起こり得るであろう考えられる事故を想定しております。

○櫻井充君 そうすると、かなり大きいものすべて想定していることですね。そう考えていいわけですね。

○政務次官(斎藤鉄夫君) いろいろな原子力施設がございすけれども、その原子力施設で考えられ得る最大の事故を想定しているというのは、これは当然でございます。

○櫻井充君 それでは、法案について伺いたいんですけれども、この法案の第四条に「国の責務」とございす。基本的なことを伺いして申しわけないんですが、この「国」とは一体何を指しているんでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) この四条におきましては、今委員御指摘のとおり、国の責務として、組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し万全の措置を講ずるとともに、地方公共団体への勧告、助言や原子力事業者への指導、助言を行うことが規定されている、そういうふうになっておるわけでございます。

この国の責務は、科学技術庁、それから通商産業省、その他の関係する行政機関が法令に基づく所掌事務等に従って相互に協力して責務を遂行していく、そういうことでございます。

○櫻井充君 そうしますと、長である内閣総理大臣は含まれないということでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今申し上げましたような行政機関の最高の責任者は内閣総理大臣でありますから、内閣総理大臣は含まれるものと思っております。

○櫻井充君 もう一つ、素朴な疑問なんです、行政側の方が責任をとられたことというのは僕は

余り見たことがないですけれども。こういう法案があつて、責務があつて、ほかの人たちの責務もあるんです。それで、ほかの方々は罰則規定があるんですよ。ですが、国なり行政側の罰則規定がないというのは、これは不備じゃないでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今回の事故の反省から、いろいろな対応、方策をこの法案に盛り込んで御審議をお願いしているところでありますけれども、国に対しても罰則を設けるべきではないかという御質問だつたと思いますが、罰則というのは、国民に対して課した具体的義務の履行を担保するものでありまして、国自身に対して罰則を規定する、そういう法律的概念は存在し得ないものと、そういうふうに認識をしております。

○櫻井充君 そうしますと、行政側というのは、例えばこれは国の責務のところにはございすが、こういうことで例えば遂行しなかつた場合も、責任はそうすると、まあ責任というが、何も責められないということになるわけですね。

○国務大臣(中曽根弘文君) この四条の規定は、個人に対する具体的義務を規定したものではありません、委員も御承知のとおり、国の責務を規定したものでございすから、社会通念に照らしてその責務の著しい違反がある場合は、国による賠償責任が生じることもあり得るものと思っております。

そして、国の今度は職員による明白な作為あるいは不作為によつて法令などに対する著しい違反が行われた、そういうような場合には、当該職員に対し刑事的な責任を問うことが必ずしも否定されるものではないと思っております。

○櫻井充君 繰り返しますが、この法律上は担保されていないけれども、ほかの法律でそういう責任は問えるというふうに考えてよろしいわけですね。

○国務大臣(中曽根弘文君) はい、そのとおりでございます。

○櫻井充君 そうしますと、この法律を理解する

ためにちよつと具体的な例を挙げさせていただきたいんです。これは済みません、通告ないんですけれども、例えばの話です。例えば、ここにジェー・シー・オーのパンフレットがございす、こういうパンフレット。(資料を示す)ここに安全管理と言つて、もう万全を期していますと、こういうふうなパンフレットもございす。このようなパンフレットを例えば監督しなければいけないだろうというふうに思ひます。こういうものが発行されていた。しかし、これを発行しておきながら、実際やつていたことはでたらめだつたわけです。この場合は、国の責務の中に原子力災害予防対策が必要だというふうな、これの責務を果たさなかつたというふうな国の責任を問うことは可能なんでしょうか。

○委員長(成瀬守重君) 答弁、すぐできますか。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬守重君) 速記を起こしてください。

○政務次官(斎藤鉄夫君) ちよつと検討に時間を要しまして、お呼び申し上げます。

質問の御趣旨ですけれども、パンフレットに完全に万全を期すと、こう書かれていたのに、結果的にこういう事故を起こした、そのことに対して監督官庁としての国の責任はどうかと、こういう御質問の御趣旨かと思ひます。

まず、事故の第一義責任は、これは原子炉規制法上、やはり事業者がございす。その点に尽きます。パンフレットに書かれていたことについて国は責任を負うことはできません。

○櫻井充君 そうすると、ちよつと記憶が違つていたかもしれませんが、たしか九三年からジェー・シー・オーに立入検査していなかったはずなんです。もしくは立入検査したとしても、作業をしていなかったか何かで、結局ああいう状態はつかめていないんです。その点についてはこれはどうなるんですか。その点については、これは

第四条「国の責務」の中の「原子力災害予防対策

策」、責務を果たしていないということになりますか、では。それはどうですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) ジェー・シー・オーにつきましては、その当時の法律に基づきまして、定期検査は義務づけられておりませんでした、任意の検査でございました。そういう意味で、定期検査をしていなかったということについて国の責任が直接問われるものではございません。今回の法律改正におきまして、原子炉規制法の改正の方ですけれども、その定期的な検査を義務づけたところでございす。

○櫻井充君 そうすると、この法律が通つてからは、今回と同じようなことがあれば、これは国が責任を問われるというふうなことになるわけですね。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 先ほど申し上げましたように、国の監督責任の範囲で定期検査を怠れば、それは国の責任は当然問われるわけでございますけれども、事故につきましては、その事故の状況等、事業者の責任等も当然ある場合もあるわけでございます。国の責任と一義的に言うことはできないかと思ひます。

○櫻井充君 では、そうしますと、済みません、ちよつともう一つ別な観点からお伺いしたいんですけれども。

「原子力災害対策本部の設置」とございす、「国の責務」の中に、これは、ただ設置すればいいというものじゃなくて、いかに早く設置するかということがポイントになるかと思ひますが、普通、最初にその通告があつて、大体何時間ぐらい後、もしくは何分ぐらい後に原子力災害対策本部というのは設置されるべきなんでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 何時間後というふうな具体的な数字は、今これは具体的になかなか特定できませんけれども、その事業所それぞれの事情もございすし、事故の特性もございすし、数字を具体的に言うことはできませんが、できるだけ早くということでございます。

○櫻井充君 これは今回の事故を踏まえた上での

れの地域の実情に應じて、除染の施設とかあるいは資機材の整備や医療関係者の研修等を行っているところでございますが、いずれにいたしまして、原子力災害時における緊急時医療の重要性にかんがみまして、今後とも関係省庁それから関係機関とも連携して体制の一層の充実強化に取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

○櫻井充君 何でこんなことを言っているかという、マニュアルはあるんです、宮城県にも。でも、先ほども言いましたように適していないんです。

す。一次医療が石巻の保健所にありまして、一時
間まではかかりませんが、恐らく三十分以上はそ
の一次救急のところまでかかります。それ以上か
かると思います。その後、今度は県立瀬峰病院の
方に移送されることになっていますが、少なくと

も三十分ぐらいかかるわけです。そういう体制がとられているとは言うけれども、我々からすれば救急とはとても思えないような状況なんです。し

かも、そこで何人の人たちが治療できるかという
と、もう治療の限界数があるわけですよ。

それからもう一つは、この原子力の今回の災害を見たときに、やはり救急時の治療というふうなものをもちやんときちんと念頭に置いてつくつていったかなければいけないんだと思うんですよ。だから先ほど、どの程度の規模まで想定されているかというふうにお伺いしているわけです。

す。ですから、その辺の実態をまづきちんと調査していただきたいと思います。

チエルノブイリの事故のときには、バス千百台が連れられて、そして地域の方々が避難したとい

う経過もございました。ですから、それだけの事故が起こったときにやはりきちんと対応できるののかどうかという点が先ほどからやりとりしていて非常に不安になっておりますので、この辺のところをさちんとしていただきたいと思います。

それともう一つ、緊急事態のときに、早ければ早いだけいいんですけれども、被害者の方々が病院にどの程度の時間内に到達できることが必要というふうにお考えなのか、その点についてお伺い

したいと思っています。

○国務大臣(中曽根弘文君) 原子力災害時に被曝者がした場合でございますが、手順といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、避難所等におきましてまず被曝の程度、これを確認いたします。そして、一定以上の被曝がある者については、地方自治体の指定する公的病院等へ移送いたします。そして、除染等の措置を行います。そして、放射線障害の専門的診断、治療が必要と判断された方については、放射線障害専門病院へ移送して専門的診断、治療を行うこととされております。

時間についてのお問い合わせでございますけれども、これらの病院への移送時間につきましては原子力災害の発生場所等によってやはり異なると思います。目標時間というものが定められているわけでもありませんけれども、当然この緊急性にかんがみまして可能な限り早く移送することが必要だと思っています。

このため、日ごろからこういう緊急時の移送体制等につきましては当然国や地方自治体や関係団体が協議をしておくことが大変大切なわけでありまして、こういう場合に地方自治体の要請等に応じまして、例えば自衛隊あるいは消防等が支援するなど関係機関が連携をとりまして、例えばヘリコプターの出動を要請するとかそういう形で迅速に対応する、そういうことであると思っています。

○櫻井充君 しかし、基本的には大体どのぐらいを目標にということ県なら県の方に指定しなければ地方自治体も困るんじゃないですか。それから、防災訓練なら防災訓練をするときに、どのぐらいを目標に移送できるのかとか、どういう経路を通るのかとか、そういうふうなことがわからなければできないんじゃないでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員おっしゃいますとおり、できるだけ早いということが当然でございますので、日ごろからそういう点について十分な打ち合わせをしておくことが大切だろうと思っています。

時間については、サイトといいますが、そういう施設がある地域によって、また病院がどれぐらいの距離にあるかとか、そういうことによつて事情は違うと思いますけれども、委員御指摘のとおり、最短の時間で進行するような日ごろからの調査それから準備が必要と思っております。

○櫻井充君 どうしてこんなことを聞いているかというと、今回の事故の経過状況の中で、国立水戸病院に搬送された到着の時間が十二時七分です。救急車が到着したのが十時四十五分です。救急車が現地を出発したのが十一時五十二分、約一時間ここでロスしているんです。救急車が到着して、もう少し早く国立水戸病院なら国立水戸病院に搬送することができたはずなんです。

ですから、こういう経験を踏まえた上で、どのぐらいの時間内にやれるんじゃないか、逆に言えば、このぐらいの時間のとこに救急病院がなければ今後原子力発電所なりなんなりをつくるってはいけないんだ、こういうところにつくるべきなんだというふうな基準になっていくんじゃないかと。安全というのには設備の中だけの問題ではなくて、何か事故が起こったときのものを含めてすべて安全なんだというふうなことだと思っていますので、ぜひその点について検討いただければというふうに思います。

それと、ちょっとこれは質問通告してないので政府参考人の方でも結構ですが、今回水戸病院の先生がおっしゃっていたのは、実は事故が起こったときに本当は物理のことがわかる人が一緒にいてくれるはずだったのにおっしゃっています。つまり、どの程度の放射線を浴びたのかとか何とかいうふうなことに限らず、マニュアルではついてくることになっていないはずなのという話があったんです。そこは実際本当なのかどうかという点、ここはわかれば結構です、わかれば教えていただきたい。

それともう一つは、ジェー・シー・オーの職員は、もう十一時十分には避難しちやつていないなっているんですよ。三百五十メートルぐらいの

グラウンドのところまで移動してしまっているわけですから、その三百五十メートルのところから移動した人たちの中に物理がきちんとわかって被害の状況を説明できる人がいたのかどうか、ちよつとその点だけ、もしわかる方がいれば教えていただきたいと思います。

○政府参考人(岡宮警君) 今直ちに答えできませんので、調べまして後ほど御報告させていただきます。

○櫻井充君 どうも済みません。よろしくお願ひいたします。

それではあともう一つ、今回、事故の中で問題になりましたのは聴覚障害者の方々がございまして、聴覚障害者の方々が置き忘れられたとか、情報がきちんと伝わらなかったという経緯がございまして、その点について、まずどうお考えか、御答弁願ひしたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 体にそういう障害がある方に対する緊急時の対応というのは、日ごろから十分に地域においてそういう方々の所在、人数、状況等を確認して、そして対応を事前に十分に準備しておくということは大変大切なことである、そういうふうな思っておりますし、万一事故の場合に大変な御不安もあると思いますし、事故が発生したということすらわからないというケースが多いことだと思いますので、今後地方公共団体等を中心にごういう対策をとられることが大切と思っております。

○櫻井充君 その点についてはこの法律できちんと担保されるというふうな考えてよろしいんですね、そうすると。

○国務大臣(中曽根弘文君) この法律におきまして、例えば聴覚障害者の方々に対する情報伝達に関する規定はございませぬけれども、今回の事故の教訓を踏まえて、ただいま申し上げましたように、地方自治体に対して国としても適切に指導していきなさい。今までも、防災基本計画

の原子力災害対策編におきまして、高齢者の方とかあるいは障害者の方、その他いわゆる災害弱者

の方々を適切に避難誘導するために、地域住民の方や自主防災組織等の協力を得ながら避難誘導体制の整備に努める旨を盛り込んでいたところでありまして、今回のいろいろな事故の教訓から、こういう障害の方のところに御家族がどういう構成でおられるか、御近所がどうか、その場合の避難の誘導支援はどうするかという、一件一件、一つ一つのケースをきちんと把握して、お一人一人に対してどうするかということを事前にきちんと決めておくということが大切だと思っております。法律そのものには、今申し上げましたけれども、規定はございません。

○櫻井充君 ぜひ、そういうきちんとした対応をお願いしたいと思っています。

それでは、ちよつとまた今回の事故の被害者の方々の健康状態についてお伺ひしたいんですが、今、今回の事故で被害者と認定されたという方は現在のところいらいつしやるんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今回の事故におきまして測定値によりまして被曝が明らかになっておられる方々の数は、事故時に転換試験棟において作業を行っておりました三名の方、それから消防の関係者の方が三名、それから一般住民の方が七名及び株式会社ジェー・シー・オーの従業員の方、関係会社の方を含みますけれども五十六名でございまして、合計六十九名となります。それから、その後水抜き作業等に従事することによりまして被曝された方々が二十四名いらっしゃいます。

○櫻井充君 この人たちは被曝者として認定されるわけですね。つまり、広島や長崎で原爆の被害に遭われた方々が認定されて、そして医療費等を軽減されているわけですが、そういうふうな形で認定を受けられるんですか、こういう人たちは。

○国務大臣(中曽根弘文君) 推定被曝線量、これに基づきまして健康管理が必要な方々を把握しておるところでございます。そして、そういう方につきましては適切な健康管理を行っていきなさい、

そういうふうに思っております。

○櫻井充君 この認定の基準というのは幾らぐらいいんでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 被曝された方の長期的な健康管理につきましては、原子力安全委員会に設置されました健康管理検討委員会において推定被曝線量に基づいた健康管理のあり方が検討されているところでございますけれども、科学技術庁といたしましては、その検討結果を踏まえまして、推定被曝線量に基づいて健康管理が必要の方々を把握いたしましたので、そしてそういう方々につきましては、先ほども申し上げましたけれども、適切な健康管理に取り組みたい、そういうふうに思っております。

○櫻井充君 答えになっていないんですが、要するに認定として、例えば何ミリシーベルト以上とか、そういうふうな具体的な基準は設けられるんですか、設けないんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 個人の被曝線量に応じまして、必要な人には必要な対策をとっていくということでございます。

○櫻井充君 これは全員一律ではないんですか。例えば、子供の場合と大人の場合で若干違ってくるのはわかりますけれども、ある程度基準値を決めなければ不公平が生じると思います。そういうふうな意味での、このぐらいの線量であれば被曝者として認定しますという、その基準値は決まっていんでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 健康管理が必要の方々につきましては、健康管理検討委員会において検討することでございます。

○櫻井充君 健康管理検討委員会が健康管理が必要だということに判断するのは、今のところ体の中にどういふ変化があるのかという検査はされていないわけですから、そうすると推定線量からやるしかないわけですね。だとすれば、どの程度の推定線量以上の方が被曝者として今後認定されていくのか、その点について教えていただきたいんです。

○国務大臣(中曽根弘文君) どの程度の推定線量かということについても、この健康管理検討委員会が議論をし、決めていくということになるかと思っております。

○櫻井充君 では、ちょっと伺いたいんですが、今入院されている三名の方々の医療費、ちよつとこんなことを聞くのもあれかもしれませんが、こういう人たちの医療費というのはだれが出されることになるんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 現場で作業を行って被曝されたということでございますから、労災法が適用されるということでございます。

○櫻井充君 この方々は被曝者としてきちんとした形で認定されるんでしょうか。それはされないんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 被曝者という認定ということではなくて、もちろん被曝をされておるわけでございますが、労災法で認定をされるということでございます。

○櫻井充君 ではもう一度、要するに何でこんなことを聞いているかという、また検討委員会と云われるのが筋なのかもしれませんけれども、健康管理検討委員会というのは事故が起つてから一カ月以上たつてから立ち上がっているわけですね。しかも、今そこで何が決められたかということは、この間委員会の方にお答えいただきました。その点については感謝いたしております。

ただ、その結果、「①線量評価をふまえた健康管理の必要性の検討 ② ①の結果をふまえた具体的な健康管理の方法の検討」とあるんです。これは事故が起つた日からだれでもわかることだと思ふんです。言葉をかえれば、少なくとも一週間もあればどういふことをやらなきゃいけないかという、これが審議事項、これがもう二カ月たつてこの手の審議事項にしかつていないわけですよ。このことに関して、果たして十分早く対応しているのか、迅速に対応しているとお考えでしょうか。余りにその対策が私にとつてはおくれているように思いますが、いかがでしょうか。

か。

○国務大臣(中曽根弘文君) 事故直後にジェー・シー・オーの近くで被曝された方のホール・ボディー・カウンターの測定結果、それから茨城県が実施いたしました健康調査によりまして、周辺住民の方に対する放射線による急性の影響は認められないとまず判断されたわけでございます。

それから一方、被曝された方の放射線による晩発性影響を勘案した健康管理も重要な問題であると認識しておりますけれども、その検討は周辺環境の線量評価を踏まえて行う必要があると、そういう事情がございました。そして、周辺環境の線量評価は十一月四日に科学技術庁の事故調査対策本部で取りまとめ公表したところでございます。これによりまして晩発性影響の評価に必要となるデータがそろつたわけでございまして、同日、長期的な健康管理のあり方を検討するため、先ほどから申し上げております健康管理検討委員会を設置したわけでございまして、一カ月以上経過してからは遅いではないかという御指摘でございますが、こういうような経過でございます。

それで、今この検討委員会で行っております健康管理は、急性影響に関するものではなくて晩発性影響に対するものでありまして、個人の推定線量をふまえて、健康管理の対象者、それから内容、時期などについて御検討いただいているものでございます。

専門家の方々に慎重に検討していただいているところでございますけれども、私も科学技術庁といたしましては、可能な限り早急にこの方針を取りまとめたいように努力してまいりたい、そういうふうな思っております。

○櫻井充君 今長官の答弁の中で晩発性の障害が起り得るといふふうにおっしゃいました。その根拠は何になるんですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) これは一般にいわれる放射線影響という分野で言われていることでございますが、いわゆるすぐに現象があらわれてくる、そういう障害については二百ミリシーベルト以上ないとはいわれないとされています。それ以下のものにつきましてはいわゆる晩発性の影響が言われているわけでございまして、どの程度の線量でございませうか、出てくるかはまだ学説的に定まっていないところがあるところでございましてけれども、この非常に低い、非常に低いといましようか、今回三名の従業員の方以外はその晩発性障害が言われている領域に入りますので、ここで晩発性障害ということを先ほど大臣が申し述べたところでございまして。

○櫻井充君 今、その前に二百ミリシーベルトというお話がありましたよね、二百ミリシーベルト。三人以外の方で二百ミリシーベルト以上の中性子線を受けた方は何人いらっしゃるんですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 二百ミリシーベルト以上の被曝を受けたと推定される方はおりません。

○櫻井充君 二百ミリシーベルト以下の方に晩発性の障害が起るかもしれないと今おっしゃいましたよね。そうすると、二百ミリシーベルト以下の方というのは一ミリシーベルトから何から皆入っちゃうわけですよ。そうすると、例えば一般の人は一ミリシーベルトであつたりとか、それから健康上影響がなさそうだと、それから作業員の方は五十ミリシーベルトという、こういう基準ができてはいるはずなんです。

まず、じゃあちよつとお伺いしたいのは、この数字が出てきている科学的根拠というのは一体何なんでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 根本的にはICRPの勧告でございます。

○櫻井充君 これは一瞬のうちに浴びた線量でしようか、それとも一年間を通して平均してこのぐらいの値ということになっているんでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) ICRPのその勧告が今ちよつと手元にありませんので後で詳しく調べて御報告いたしますけれども、この二百ミリシー

ベルト云々については、比較的短い時間に浴びた線量というふうには私は理解しております。後で調べて御報告します。

○櫻井充君 そうすると、晩発性の障害が起り得るといふふうに御認識されているわけですね、ちよつとくいんですけれども。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 可能性はあるということと、そのことについても含めてこの健康管理検討委員会で検討していただいております。

○櫻井充君 前回のこの委員会でも質問したんですけれども、我々は尿中の8ヒドロキシ2デオキシグアノシンを測定すべきではないかというふうな話をしました。しかし答弁では、それは確立していないから必要ないんだという話でした。

では、あとはその推定線量以外にどのような方法で晩発性の障害が起り得るか起り得ないかというふうにお考えなのか。

それとも一つ、推定線量だけでは要するに体の状態がどうなっているかわからないわけですよ。その体の状況を調べる手段はどのようなことをお考えなんでしょうか。それとも現時点ではほかに方法がないんでしょうか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 晩発性の場合、先ほど申し上げましたように、比較的低い線量でございます。そういう意味で、推定線量で考慮する以外にはかに方法はないというふうに聞いております。

○櫻井充君 それでは、今検査が確立されていないんだとすれば、半歩譲って、将来検査ができるというふうには確立された場合に検査ができるように、採血や採尿を行つて少なくとも冷凍保存しておくべきじゃないかと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 櫻井委員御指摘の8ヒドロキシ2デオキシグアノシンの測定、これによつてDNA障害の有無を確認できるのではないかと、またそのために採血、採尿を行つておくべきではないかという御意見でございますが、現在のところ放射線によるDNA損傷を確認する検査と

して利用できる一般的方法は確立されていないというふうには認識しております。今後その有用性が認められる可能性は低い、このように専門家から聞いております。したがって、本検査のために採血、採尿を行いサンプルを保存しておく必要性は低いのではないかと、このように考えております。

○櫻井充君 別にこの方法じゃなくたっていいんですよ。別な方法でDNAの異常が調べられる検査ができるかもしれないわけです。そのときのために試料として残しておくことは何も問題ないんじゃないですか。例えば、今母乳中のダイオキシンなんて調べていますけれども、あれは十年前二十年前の母乳が冷凍保存されていたからこそダイオキシンの量がはかれています。

ですから、この時期にどういふ障害が起っているのかというのを将来ほかの方法で調べることは可能になるはずですよ。ないとは言ひ切れません。ですから、将来に向けて、何か検査が確立したときに検査できるような試料を用意しておいた方がいいだろう、だからせめて採血や採尿を行つたらどうかというふうには言っているわけです。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 学術的に確立されていない、それもその学術界の中で将来そうなる可能性も低いと、こう評価されている方法で、そのために採血、採尿を今住民の方にお願ひすることはかなり行政としてはしにくいなというふうには考えておりますが、健康管理検討委員会の方で検討をさせていただきたいと思ひます。

○櫻井充君 しにくいとおっしゃいましたよね。何の理由でですか。なぜしにくいんですか。でなかつたら、希望者だけとつておいたらいいじゃないですか。皆さんに、何も行政側が全部一律に、あなた方は皆検査の必要はありませんと言ふことではないじゃないですか。

情報をきちんと公開した上で、こういうことをしておけば、将来何らかの検査ができるようになったときに、あのときの事故である程度の遺伝子に傷がついたかどうかということがわかります

よ、そういう検査ができるようにするために地域の方々どうですか、採血しませんかと、おしつこをちよつととつてくださいますというふうにはちゃんと情報公開して、そしてその中で希望者にはやつておいていただくというふうにするのが普通じゃないですか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 櫻井委員御提案のその方法につきましても、それも含めて健康管理検討委員会に報告し、そこで御検討をお願いしたいと思います。

○櫻井充君 わかりました。

そうすると、この検討委員会でいつごろまでに御検討いただくんでしょうか。つまり、こんなことは、採血するかしないかなんというのはその日のうちにだつて決められるはずなんです。ですから、来週なら来週とか、その辺まで。だつて、試料をとつておくだけの話ですよ。ですから、それはいつまでにできるのかということ、御検討いただけるのか、そして返事はいついただけるのか、そこだけは明確にさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 総括政務次官から答弁しておるとおりなんですが、委員の貴重な御提案でもございまして、来週健康管理検討委員会が開催されることとなつておりますので、その場で委員の御提案も私どもの方から申し上げて検討してもらおう、そういうふうには思っております。

結果につきましてもちよつと、医学的なこともありますので、どれぐらいかかるか今私ここでわかりませんが、できるだけ早く結果を出してもらいうようにということもその場で伝えたいと思ひます。

○櫻井充君 ぜひ御検討願ひたいと思ひます。

それからもう一点なんですけれども、この健康管理検討委員会のような委員会というのは、今度の法律の場合にもこういう一カ月過ぎてから設置されるものではないでしょうか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 今回の原子力災害対策

特別措置法案では、この健康管理検討委員会そのものについては規定はございません。

○櫻井充君 なぜ規定していないのですか。健康管理をしないといけないわけでしょう。なぜこの法律に担保されていないのですか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) この条文の中で「事後対策」という条文がございます。その事後対策の中でこの健康管理検討委員会の機能も含めて万全の措置をするということになつております。

○櫻井充君 今回の事故があつた後に、最初県がたしか対応して住民の方々の、県ですよ、県がたしか対応していたかと思ひます。そして、その数値は全く公表されないうまま、いつの間にか今度は、県が手を引いて、科学技術庁が健康管理を行うということに変わつていったのだと思ひます。本来であれば、こういうふうなものというのは基本的には一元的にやるべきものじゃないかと思ひます。ですので、その点についてはいかがでしょうか。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 今回の茨城県が行つた健康調査につきましては、地域防災計画に基づいて茨城県が実施したものでございます。

先ほどの櫻井委員の御質問に対するお答えですが、第二十七条「事後対策及びその実施責任」というところで、第一項第二号に「居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置」というところが法律で明定されておりますので、この範囲で責任を持つて対応していくことになりました。

○櫻井充君 これはいつ設置されることになるんですか、この法律の場合には。

○政務次官(斉藤鉄夫君) 法律では明定しておりませんが、政令等その点どういう形で健康管理に関する組織をつくっていくかということは決まっていますので早急に行つていくことでございます。

○櫻井充君 時間が来たので終わりますけれども、最後の点、なぜかという、今地域の住民の方は県に対してもすくなく不信感を持っています。

それは、自分たちの検査をされたけれども公表されてないんです。そして、その後から今度は監督官庁が違つちやったんです。ですから、前は県だったのだけれども今は科学技術庁がやっているということ、その住民の方々はどこにどういうふうな訴えていいかわからないという状況になつてゐるわけです。

ですから、その辺のことも考えていただいて、やはりこういう事故が起こったときには、どこかの官庁なりもしくは最初から県なら県でも結構です、そこがきちんとした形で責任を持つて最後までやっていただきたいと思ひます。

もう一点だけ追加しますと、こだわりますが、8ヒドロキシル2デオキシグアノシンの測定は、最初はやつてくださったと言われて、聖マリアンナ医科大学の先生方は、協力して一緒にやつてくださいますかという提案があつたんだそうなんです。ですが、その後は、方針が違つたらしくて、もう結構でございましてということになつたりとか、随分迷走しているわけなんです。

こういう事故が起こつたことがなかったから迷走するのは仕方がないかもしれないけれども、少なくとも、そういう経験を踏まえた上でこういう法律がつくれるのであれば、今後こういうことが起こらないような形できちんと法律をつくつていただきたいというふうに思ひます。

質問を終わります。

午後一時五分休憩

午後一時二分開会
○委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、斎藤滋宣君が委員を辞任され、その補欠として世耕弘成君が選任されました。

○委員長(成瀬守重君) 休憩前に引き続き、原子力災害対策特別措置法案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加藤修一君 公明党の加藤でございます。公明党は、生命、生存、生活ということで、私なんか街頭でよくそういったことを出して演説をしてきた経緯がございますけれども、こういった点から私はきょう質問させていただきますと思ひます。

午前中の委員の話も関心を持ちながら聞いておりました。実は、質問通告を午前中にした件でございますけれども、きょうの毎日新聞、十二月二日付でございまして、ウラン残土撤去ということ、一つの事件が起こつております。

この問題に行く前に、百万キロワットの原子炉で一年間にどの程度のさまざまな物質が移動しているかということについて考えていきますと、ウラン必要量、そもそのウランが百四十トンというところで、これは鉱石に行く前の話ですけれども、鉱石に行くくと七万トン、あるいは残土として七万トン出る。死の灰と言われているものが炉の中に広島原爆でいまして一千発分は生じる、それは二百五十兆人分の許容量に相当するわけでありまして、ブルトニウムは生成量として二百五十キログラム、長崎原爆の三十発分です。

あるいは、そういった観点から考えていまして、放射性廃棄物、これはウラン廃棄物がドラム缶でいまして二百万本出る、あるいは高レベル廃棄物がキャニスターで三十本、低レベル廃棄物がドラム缶で千本、そのほかの廃棄物が千本ドラム缶で出る。

原子炉が生きている間はこういうことで、今度だんだん死んでいくわけでありまして、廃炉という段階ですね、そういった段階では、高レベルが百トン、中レベルが一十トン、低レベルA

が三万五千トン、低レベルBが六十万トン。これは、廃炉の関係は一年間じやございませんが、その前のさまざまな数値については一年間、百万キロワットの容量の場合でございます。この中で、先ほど私が述べましたように、残土として七万トン出るといふ話になつてゐるわけでありまして、きょうの朝刊によりますと、その一部が、ウラン残土三千立米ですが、長期にわたつて放置されている、核燃料サイクル機構の責任が問われるというふうな書いてございまして、十年間放置というふうな報道されているわけなんです。

これは、市民団体含めて住民の委託を受けて、機構側の制止を振り切つて残土の一部を駐車場まで撤去したと。掘り返すことによつて相当放射性気体が拡散することもあると考えられますから、京大の原子炉実験所のある先生は、「ウラン残土は放射能を含んでいるうえ、掘り返すことによつてラドンという放射性ガスの飛散が多くなる。これまで放置されていたウラン残土によつて被ばくしていた住民が、新たに被ばくすることになり、人体への影響もある。そこまで危険を冒して撤去せざるを得ない状態へ住民を追い込んだ核燃料サイクル機構の責任が問われる。」というふうに報道されているわけでありまして、

あえて確認しますけれども、これは事実というふうに理解してよろしいですか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 事実でございます。事実といひますか、京大の先生のコメントは別にいたしまして、そういう撤出があつたことは事実でございます。

○加藤修一君 これはウラン残土、たまたまこれは鳥取県の例でございまして、ほとんど鳥取県の中で人形峠を含めてこういった面のことがあつたと思ひますけれども、私は、事実関係を調査すると同時に、こういった残土、どの辺までこういったことが起こっているかどうか含めてぜひきちつとした調査をすべきだと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) この核燃料サイクル機構が所持しますウラン残土につきましてはきちんと管理をされているところでございますが、その点はもう一度確認をしてみたいと思ひます。

○加藤修一君 今回の事件については当然調査して、委員会の方に報告していただけたらということ、よろしいでしょうか。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 現在のところまででわかつてゐることを御報告申し上げます。

ウラン残土といひますのは、ウラン鉱石、昔、昭和三十年代ですが、鳥取県と岡山県の県境にあります人形峠の鉱脈で見つかり、そこで掘り出されたものでございますが、このウラン残土はそのウラン鉱脈の中からウラン鉱石が運び出されたものでございます。

これまで鳥取県東郷町方面地区というところでこのウラン残土を保管されていたわけでございますが、当初、岡山県の人形峠環境技術センターへ搬入し、処理する予定でございましたけれども、岡山県の理解が得られず搬入できない状況でございました。

サイクル機構としましては、改善の策として、平成八年四月、ウラン残土を鳥取、岡山県境の鳥取県有地に保管するため、鳥取県所有地の借用を申し入れ、地元三朝町の理解を得る努力を行つてきましたけれども、平成九年八月、三朝町議会及び住民の理解を得ることは困難である旨の回答がございました。

このようなか、平成九年九月、鳥取県は、地区外撤去は難しいとの判断から、東郷町に対し東郷町内保管を提案し協力を要請いたしました。同町は、これを受け、町議会に捨て石堆積物の処理調査特別委員会を設置し、東郷町内保管を検討いただいておりますが、地元の御理解が得られず、現在のところ東郷町内保管も実現していません。

ウラン残土は三千立米でございますけれども、比較的放射線レベルの高い二百九十立米について〇・六立米ずつ合成ゴムの袋に入れて素掘りピットに収納し、上部を合成ゴムのシートでカバーしているところでございます。

今回、その合成ゴムの袋一つが搬出をされたという事でございます。現在、保管場所及び周辺におけるモニタリング、監視を行うことにより安全性を確認しております。放射線量の測定値も来ておりますけれども、平常値と変わっておりません。

○加藤修一君 再度、その件を含めて、ほかの件についても調査をして報告していただきたいと思っております。

それでは次に、原子力長計会議第二分科会での議論がございまして、

その議論というのは、今回の件も含めての話でございますけれども、電気事業者側から、今回の事故を踏まえて、いわゆる電力会社や燃料加工関係企業、関連メーカーなどで原子力安全意識の高揚を目的とするニュークリアセーフティネットワーク、NSネット、その設立と活動内容が提示されたとか、あるいは議論では、特定エリアでの被曝という言葉がひとり歩きしている、我々は毎日放射能を浴びており、それらとの対比でリスク等についても冷静に受けとめるべきであるといった原子力推進の方の意見があったり、あるいは、現在のエネルギー政策に批判的な人に議論をしてもらう機会を当計画会議のもとに設け、今後の原子力のあり方を徹底して議論すべきだと。

さらに、この第二分科会は二十二日に三回目を開き、新エネルギーの役割と原子力利用のあり方、放射性廃棄物を含む核燃料サイクル政策の明確化などについて議論を行ったとあります。ここでもジェー・シー・オー事故を踏まえた原子力推進のあり方が議論になったわけでありましてけれども、複数の委員から、この際一時的に原子力発電の推進を凍結すべきである、いわゆるモラトリアム論が提示されたわけでありまして。しかし一方で、この論に対して、ある程度リスクは避けて通れない、そういった議論がこの第二分科会でなされたという事であります。

昨日、私は本会議の質問の中でケメニー委員会の報告書を紹介いたしました。原子力は本来危険

をはらんでいると口に出して述べる態度に変えなければいけない、こういったふうに報告書の中で述べられておりますし、それからケメニー委員会の報告では、原子力は本来危険との認識に立たねばならない、原子力規制委員会は安全よりも開発優先であるから、委員長を外部から新たに求め、組織を抜本的に再編し、新しい血を入れるべきだ、こういうふうにかなり厳しい報告の内容がアメリカであったわけでありまして。

昨日、推進と規制という観点から私も質問させていただいて、それに対し小淵総理大臣は、「原子力安全委員会の独立性及び機能の強化を早期に実施すべきでないか」との御意見があることを踏まえ、平成十三年一月を待つことなく、平成十二年度早々に事務局機能を現在の科学技術庁から総理府に移管し、「云々、人員も大幅に拡充する方向である」という事でございましてけれども、この機能の強化及び人員も大幅に拡充する方向について具体的な検討に入ったというふうに聞いておりますけれども、この辺について御提示があればよろしくお願いいたします。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員御指摘のとおり、昨日の参議院本会議におきまして小淵総理から御答弁がございました。私どもは総理の御指示を受けまして、原子力安全委員会の一層の独立性また機能の強化、これを早期に実施すべくいろいろ検討を行っているところでございまして。

総理の御発言は、「平成十二年度早々に事務局機能を現在の科学技術庁から総理府に移管し、その人員も大幅に拡充する方向で対処するよう、現在関係省庁に指示いたしておるところであります。」「こういう御発言であったわけでありまして、私どもは、平成十二年度早々に安全委員会の事務局機能を現在の科学技術庁から総理府に移管いたしまして、独立性を強化し、そしてさらに人員も大幅に拡充する方向で今検討をしているところでございます。

委員会事務局の規模等につきましては、まだ検討が始まったばかりでございますが、現在の専任

約二十名の規模を相当数拡大する必要があると考えておりまして、関係省庁と鋭意検討を開始したところでございます。また現時点では、具体的に何名ぐらいというふうには、具体的人数は申し上げる状況には至っておりません。

また、機能強化につきましては、原子力安全委員会の行政庁への監視機能を強化することとしたしまして、これまでの設置許可段階での安全審査のダブルチェックに加えて、施設の建設、運転段階においても現地調査を行うなどにより、行政庁の規制行政に十分目配りできるような体制の確立に向けて努力をすることとしております。

この件につきましては、今後、平成十二年度の予算編成時期までには明確な方向性を出しまして、原子力安全委員会の独立性、また機能の強化、こういうものを早期に実施できるように努力していきたい、そういうふうに考えております。

○加藤修一君 機能の強化ということでありましてけれども、例えば、いろいろ議論になっている話でありますけれども、これは三条委員会にするのかそういったことも射程の中に入っているかどうか。

それから、航空事故調査委員会設置法というのがございましてけれども、これはかなり独立した機能を担っているわけでありまして、例えば「目的」のこの第一條には、「この法律は、航空事故」「これは原子力事故と置きかえてもいいんですけれども、「この法律は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため航空事故調査委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄与することを目的とする。」という事で、これは確かに事故調査ということに限定されている話なんですけれども、例えばこういう独自の委員会を設置するという法律も担保させながらつくっていくということも考えていいのではないかなと思っております。こういうことについても十分検討されたいのではないかと私は思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほど申し上げましたが、どうでしょうか。

たように、平成十三年一月から、委員御案内のとおり、新しい中央省庁の体制になります。その時点でこの安全委員会は内閣府に移しまして独立性をさらに強化しようという、そういう考えでございます。

今お話のございました航空事故調査委員会は、原子力安全委員会と同様、国家行政組織法第八条の機関でございまして、私どもは、内閣府に移管をし、さらに人員等の強化を図ることによって安全規制の審査等がさらに強化される、そういうふうに思っております。

○加藤修一君 十分機能強化及び大幅な人員を獲得して、きちっとした対応をとっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に参りますけれども、私は手元にパンフレットを持っております。これは核燃料サイクル開発機構が出しているパンフレットでございます。表には「ジオフューチャー21」というふうに書いてありまして、「世界初、ドームスクリーンによる立体映像モーションシアター」ということになっておりまして、これはどういう事業であるかをコンパクトに紹介していただきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私も手元にこのパンフレットがありますけれども、ジオフューチャー21、これは核燃料サイクル開発機構が東海事業所の展示館アトムワールド、この中に設置したものでありまして、昨日、十二月一日にオープンいたしました。

この施設は、高レベル放射性廃棄物の地層処分場を三次元映像で構成することによりまして処分場見学の見学体験の機会を提供する施設でございます。この施設は、地層処分場の構造や安全確保の仕組み、また地震に対する地下深部の安全性について見学者の方々に理解を深めていただくことを目的としております。

○加藤修一君 事業費は言ったでしようか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 製作費用は約五億円でございます。一回の上映での見学者数は八

人、一日当たり八十八人が見学できる、そういうふう聞いております。

○加藤修一君 私は前回の質問のときに、九月三十日を原子力防災の日にすべきだとか、あるいは実際に事故を起こしたサイトについてはメモリアルサイトにすべきだと、これは非常に物理的な限界もあることも私は承知しております、そのときに答弁いただいたことに対して私は、サイバー空間とかそういう面では十分であるんではないか、メモリアルサイトについて、それによって、実は今回の法案の説明等々を含めて、例えば厳しい緊張感の持続とかそういうことをおっしゃっているわけですね、あちこちで、それを原発、原子力施設関連従業者等を含めての教育、研修ですか、そういう面について、私は、臨場感を持ちながら緊張感を持続するようなシステムを構築すべきだと思っております、そういう点からメモリアルサイトという話をしたわけでございます。

そういう点を考えていきますと、今大臣から答弁がありましたジオフューチャー21、こういう形で、これはたまたま「未来の地層処分場を仮想体験」という話でありますけれども、メモリアルサイトというのをつくって、いわゆる仮想体験ができるようなそういうシステムをやれば私はつくべきではないか。そういうことがやはり一つには厳しい緊張感を持続していくことにもつながっていく、そう私は思っていますけれども、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) まず、先ほどのジオフューチャー21に関してでございますが、私は、今これの内容等を御報告させていただきましたけれども、地層処分場の構造や安全確保の仕組みを理解していただくためにこういうものをつくるということは意味あるものだ、そういうふうになんぞ思っております。

そして、今回の事故の教訓につきましては、委員も御話がありましたように、緊張感を持たせるということは大変大事なわけでございますが、原

子力の安全確保の強化、それから防災対策の強化にこの教訓を反映していくことが何よりも重要でございまして、そういう意味で、安全確保の重要性を原子力にかかわるすべての者が改めて認識すべきこの事故は一つの契機とすることが重要だと、そういうふうには思っております。

そのような観点から、議員の御指摘も踏まえまして、現場の職員に厳しい緊張感を持たせ、事故の教訓を風化させないようにするためには何ができるか、そういうふうなことも私どもで今後考えてみたい、そういうふうには思っております。

○加藤修一君 答弁を私は余りうまく受け切っていないかもしれないませんが、こういうことも検討の材料に入れてという意味ですか。私の言った提案はこちらの方に置いておいてという、どっちで私とはええたらいいですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員はメモリアルサイトのようなのをつくるべきだと、そういう御提言もございました。そのほかにもいろいろな方法もあるかと思っておりますので、幅広く検討してみたい、そういうふうには思っております。

○加藤修一君 それで、このジオフューチャーのことになってしまいうんですけれども、これを私はちよつと読んでみまして、午前中の議論とかかわってくる話なんですけれども、議論の中身とは直接関係ないわけですが、例えば高速エレベーターで地下一千メートルへ一気に降下するということを仮想現実として、バーチャルリアリティで体験するという話なわけですね。「エレベーターの降下感覚を忠実に再現。処分用トンネルがある地下一千メートルの深さを体験することができま

す。」「それから、「処分孔の中に入り込み。」「これはサイバー空間の中ですけれども、」処分後一千年経過した人工バリアの状態をご覧いただけます。」「と、千年後ですね、千年後どうなっているかを体験することができると。」「また、人工バリアの核種吸着効果をゲーム感覚で体験することができま

す。」「等々書いてございまして、こういうことが、例えば千年後という話なんですけれども、千年後のリアリティということが担保できるかどうかということは、非常に私は不思議だなと思つてこれを実は読ませていただきましたけれども、御感想ございますか。

○政府参考人(奥田孝君) 御説明申し上げます。ただいまお話のございましたジオフューチャーの話でございますけれども、実はこのジオフューチャー21というものを我が国につくろうとしたその経緯は、世界、ほかの国々、例えばアメリカでございまして、あるいはスウェーデンであるとかドイツとかほかの国々におきまして、かなり高レベルの放射性廃棄物処分について取り組みが進んでおります国々では、こういう現場の状況を国民の方々に見ていただくというふうなことが行われてございます。しかしながら、御案内のとおり、我が国では、高レベルの放射性廃棄物の処分研究開発のまだ緒に付いた段階でございまして、このあたりについての御理解を得る一つの試みとして、地上において地下の現状についての御理解を得る一つの手法としてこういう形を取り入れたところでございます。

ただいま先生の方からお話のございました一千年後の予測が果たしてこれで十分であるのかどうかというふうなことににつきましては、この核燃料サイクル開発機構としましては、これまで、例えば岐阜県の方にございます中部の事業所におきましてこれまでの知見などをと、地質の構造の状況についてのかなり先を見越したそのあたりの見込みというのはお持ちだろうと思っておりますけれども、何分、一千年後の予測が果たしてそのサイクル開発機構が描いたものとかと符合するかどうかという問題については、私どもの方もそうあるべきものと、こう思っている次第でござい

ます。いろいろな知見が得られます過程でこのジオフューチャー21という問題が、このプログラムがよりよい形で展開されていくことを期待するといふふうなのが一つのお答えかと思

ついでには大きな期待はかけておりません。この中を讀んでいきますと、「未来の地層処分場の仮想見学ツアーを通して、地層処分場の構造や安全確保の仕組みをご覧いただけるとともに、」云々と書いてある。私は、安全だ安全だということがまたここでも繰り返されているような感じがするんです。

耐震性の設計の關係の話になりますけれども、兵庫県の南部地震では最大加速度が四百ガルを超える場所がたくさんあったわけですね。それから、最大値が八百三十三ガルにも達したところもあった。この中には「地震や乗り物等の振動や加速度感が再現できます。」等と書いてありますけれども、私はこれは行政監視委員会でも取り上げてもいいような話だと思つ、こういうものに五億円も使っているようじゃ、もつともつとリアリティのある教育研修施設というのが私はあると思ふんです。そういうところにやはり効果的に税金を、税金を使つていくべきだと私は思

います。それで、次に原子力施設の關係でございましてけれども、これが今回のさまざまな対応の中で、やはり三百五十メートル以内のどのぐらいの人口がいるとか、あるいは企業数などのぐらゐあるとか、道路の幅はどうであるとか、避難経路を想定した場合どういふふうな避難すればいいとか、そういうことは非常に避難をしていく場合には重要な情報として考えなければいけないわけですが、けれども、全国にあります原子力施設に關して、GISとかGPS、そういうものを支援したデータベースというのをやはりつくっていくことが必要でありまして、緊急対応としてこれを十全に活用することも考えていいのではないかと

いふふうに思っていますけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(奥田孝君) 御説明いたします。GIS、すなわち地理情報システムと申しますのは、多様なデータを地図上に重ね合わせてコンピュータ画面に表示するシステムと承知して

速放影響予測ネットワークシステム、いわゆるSPEDINETネットワークシステムに社会環境情報及び地理情報を組み込んで防災活動の実効性向上を図っておりますが、これはまさにGISの考え方を原子力防災に適用したものと考えております。

それと、GPS、すなわち全地球測位システムは、米国防省が打ち上げた測地衛星の発信する電波を利用した位置を知るためのシステムと承知しておりますが、核燃料輸送時の輸送車両等の位置情報につきまして、事業所に置かれる輸送本部との間で連絡をとりつつ輸送が行われて、事故時には警察、消防等関係機関へも通報されることになってございますが、このGPSは輸送車両等の正確な位置を把握する上で役立つものであると認識しております、事業者における普及状況を勘案しつつ対処してまいりたいと考えております。○加藤修一君 ぜひ効果的なシステムをつくるように要請しておきたいと思います。

それでは、私は昨日、本会議質問の中でも自然エネルギーを取り上げて、一つの我が国の将来のエネルギーのオプションとすべきだというふうに考えてきたわけでありますけれども、さまざまなエネルギーのオプションを考えていかないと、なかなか京都会議でつくり上げました京都プロトコル、その京都メカニズムというのを達成して、さらに六割削減ということを一〇一〇年に達成することは極めて難しいという状況だと思っております。そういった観点から、いろいろな小さいものであったとしてもたくさん寄せ集めて、省資源とかあるいは新しい資源エネルギーにかかわるような供給システムをつくり上げていかなければいけない、そういったことを考えていかなければいけないと思うわけですが、例えばリサイクルとかリユースとか、そういった観点もエネルギーについては非常に重要な観点だと思っております。私が今関心を持っている一つには、エコディーゼル燃料事業とか、あるいはバイオディーゼル燃料事業というのがあるわけでありまして、

も、これについて概要をちょっと説明していただきますか。
○政府参考人(河野博文君) 御説明をさせていただきます。

バイオディーゼル燃料を含みますバイオマスエネルギー、これは地球環境問題への対応の観点から開発あるいは導入に私ども積極的に対応している分野の一つでございます。御指摘のような例を挙げさせていただきますと、これまで例えば東京都などで廃食料油を燃料として精製いたしました、軽油の代替燃料として清掃車などで利用する取り組み、こういったものが開始をされてきております。ほかの地域におきましても、自治体を中心に試験的な取り組みあるいは導入計画が進んでいるというふうな承知しているところでございます。

私どもは、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOを通じて、こうした地方公共団体あるいは民間の事業者の方々が実施されます先進的な新エネルギー利用の取り組みに對しまして支援をさせていただいております。バイオディーゼル燃料化のような廃棄物から燃料を製造するという取り組みにつきましても、この補助制度を適用いたしまして導入促進に努めさせていただいているところでございます。

今後、こうしたバイオマスエネルギーに関します取り組みの現状、課題についても調査を充実させながら、その一層の導入、促進に努めてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 ちよつと確認ですけれども、調査を充実させながらというのは、こういった事業がどこで展開されているかということと捕捉するということも含めてという意味ですか。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘のように、例えばCOP3が開かれました京都の例というのは比較的全国的にも有名になっているわけでございますけれども、地方公共団体あるいは地元の方々の取り組みが全国幾つかのところで始まっているようにございますので、さらに私どもそう

いった調査を進めてまいりたいと思っております。
○加藤修一君 従来の軽油に比べると、CO₂が一二%減少するとか、あるいは黒煙の中に含まれているSPM、黒煙それ自体が六分の一になるとか、あるいは硫酸酸化物がほとんど含まれていない。非常に環境に対する負荷が小さいということ、そういった意味では、私は、本来投げ捨てられる食用油がこういう形で使われるということは非常に望ましいと思っておりますので、ぜひ積極的に促進をしていただきたいと思っております。

次に、私は、愛知万博の関係でちよつと提案をさせていただきたいと思っております。

それは、環境と共生ということ、そういうテーマをもとにして二〇〇五年に行われるというふう聞いておりますけれども、実は、この点についても、例えばいろいろのエネルギーを、最新のエネルギーということ、そういう博覧会の中で展示し、国民の皆さんに知っていただく、あるいは世界各國の方々に知っていただくということでは非常に望ましい機会だと私は思っております。例えば、耳なれた言葉ではないかもしれませんが、雪エネルギー、ホワイトエネルギーと私は称しておりますけれども、こういったこともやはり国民の皆さんに知っていただく、あるいはほかの国々の方に知っていただくことも非常に私は大切ではないかと思っております。

これは、北海道では、例えば沼田町で米の貯蔵に使ったり、穂別町では、米、ナガイモ、ニンジン、あるいは美唄市では集合住宅にいわゆる冷水循環式雪冷房システム、そういうものを備えて雪エネルギーをうまく使っている。これは、北海道に限らず石川県とか岐阜県でも使っているわけでありまして、非常にこれは省エネルギーにつながっていく可能性が十分あり得る。

ちよつと計算したことを紹介いたしますと、日本全体で恐らく年間五百億トンから七百億トンの降雪がある。この雪を資源として利用して、例えば氷室効果、そういった点から考えていわゆるデータをとってまいりますと、雪一トンを十万キ

ロカロリーだと、これは灯油に置きかえますと十一・二リットル相当のエネルギーになるということで、これは、米の備蓄基地構想が北海道でも浮かび上がっているわけでありまして、初期投資プラス維持経費について、耐用年数も考慮したそういった計算で考えても、従来の似たような施設の半分程度で進めることができる。しかも保存効果が極めていいということを考えていきますと、地域の活性化の観点から、そういった面も含めて、あるいは省エネルギーの件も含めて非常に効果的な私にはあり方ではないかと思っておりますので、ぜひ、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。それが第一点です。

それからもう一つは、二〇〇五年の愛知万博にこういった雪エネルギーとかあるいは太陽エネルギーとか、さまざまな新しいエネルギーを組み合わせた展示、例えば住宅についてプロトタイプのようなものをつくってみるとか、そういったことも一つの考え方ではないかと思っておりますけれども、以上の二点についてお願いいたします。

○政府参考人(河野博文君) 先生、まず第一点の御指摘がありました氷室の活用といいますが雪エネルギーというお話は、私どもも耳にさせていたでいておりまして、今後さらに勉強させていただきたいと思っております。

【委員長退席、理事馳浩君着席】

そういった新エネルギーを二〇〇五年の国際博覧会でどういうふうに出るかということでございますけれども、御指摘のように、この博覧会は環境と共生ということを念頭に置きまして、「自然の叡智」という銘を打って、環境あるいは資源エネルギー、人口、食糧等々について世界の英知を集めた時代の実験場になることを目指すということでございます。

この具体的な計画は、現在、二〇〇五年日本国際博覧会協会が検討が進められておりまして、まだ結論が出ていないわけではございませんけれども、その中で、この「自然の叡智」というテーマを念頭に、御指摘のような新エネルギーあ

るいは省エネルギーなどのエネルギーのあり方についてどのように取り上げていくかということが検討されているというふうに向つております。国会の場でこういう御指摘があったことは、この検討の場へも御報告をさせていただこうと思ひます。

○加藤修一君 どうもありがとうございます。時間が来ましたので、ここで終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

昨日の本会議で、私も党を代表して代表質問をさせていただきましたが、その際に総理に、安全神話にとらわれて安全対策を怠ってきたことについての謝罪と、根本的なその転換をまず最初に御質問をさせていただいたわけです。そしてまた、今回のジェー・シー・オーの事故への対応のおくれについても質問をいたしました。

結局、しかし、いただきました総理の答弁は、例えばこういうことです、「原子力開発利用に当たりまして、安全確保に細心の注意を払い万全を期することを大前提に、これまでも最新の科学的知見に基づき厳正に安全規制を行ってきたところでありまして」というのがまず最初の御答弁であり、事故への対応のおくれについての私の質問に對しましては、「事故現場の状況につきまして得られた情報をもとに、政府としては可能な限りの判断と対応を行ってきたところでありまして」ということで、今まで問題にされてきたようなことにつきまして、それこそ問題はないんだと、政府は可能な限りの判断と対応をやってきたんだというこの御答弁でございます。私はこの点については大変納得することができない。多くの国民の皆さんも恐らくそのように思われると思ひます。

〔理事馳浩君退席、委員長着席〕

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、この間繰り返し、直接の責任はジェー・シー・オーだけれどもそれだけではないよと、そういう事故を起こしてきた政府の責任については、もう

るる当委員会でも何度も質問をされてきたところでございます。

そこで、現場の責任者として大変な苦勞をされた東海村の村長さんの御意見は私は非常に大事だろうと思つてゐるわけです。私も、村上村長とは事故の後、党の調査団の一員としてもお会いをしました。十月二十七日のことでしたけれども、それから当委員会の調査のときにもお会いをいたしました。

村上村長は、もちろん国の安全神話の呪縛にとらわれていたということに対する国の責任を厳しく批判しながら、しかし同時に、加工施設ではそういう臨界事故は起こらないというふうに向つていた自分の不明も恥じるといふことを率直に私たちにも申されたわけでございます。政府はそういう反省は全く今まで聞かれませんでした。

私は、衆議院の公聴会で村上村長が陳述をなさつてゐる速記録をいただきましたが、非常に大事なことだと思ひますので、大臣に、この村上村長が指摘をしてゐる今回の初動対応のおくれというところについて、三つの原因を挙げていらつしやるんです。三つの原因。ほかにもいろいろ、自分としてはふんまんやる方ないと思ひだして、政府と事業者を信じてきた東海村住民はお人よしであつたのかというふうなことを語る述べられた後で、今回の初動対応のおくれということが問題になつてゐるが、私はその原因を挙げれば三点あると。

その一つは、やはり想定外の事故だつたと思ひ込みから臨界という事態への認識に手間取つたということが一点あると思ひます。今回、村が独自に三百五十メートル範囲の住民の避難勧告をしたんだけれども、私は今となってみますと、評価されてゐるんだけれども疑問に感ずると、避難を開始したのは事故発生後実に五時間が経過してゐたからだといふことを加えて発言をされてゐるわけでございます。

第二の初動のおくれというのは、やはり原子力事故を想定した防災法を制定することに対して政府と事業者は憶病であつたのではないかと私は

思つてゐる。原子力事故に対する法整備も組織体制整備も欠いておりました関係で、有効な処分せんを当初初動体制では持つていなかった。これが二点目の原因だ。

三つ目、現地、現場重視と住民保護の観点がどうも私どもとしましては薄かつたのではないかと。村は、科学的な解析よりも、状況判断により住民保護を優先したのは事実でございますがといふことで、三つの問題を挙げていらつしやいます。

私は、あの事故の中で村上村長が、いろいろな状況が本手に手にとるように入つてこない事態の中で、とにかく村民の安全を第一にといふことで三時に避難勧告を出していらつしやるんですが、これも現地に行つて聞きましたら三百五十メートル、図にしますと、円を描きますとそれは三百五十メートルでぐるぐるつと円を描けるんですけれども、ジェー・シー・オーから三百五十メートル範囲といつたつて住民の皆さんはジェー・シー・オーがどこにあるのかわかつていらつしやらないわけですから、そんな情報を流したつて逃げられないといふところで、結局いろいろな区域をきちつと選びましたところ、結局こういうふうなひし形のような区域になつて、村民の避難を指示するといふこと、これになりました。(資料を示す)

そのときの村長の判断というのは、それこそジェー・シー・オーの職員はもう全部逃げているんだからこれは逃がさなくちゃという、本場に現場感覚といふんですか、そういうところで判断をしたといふふうにおつしやつてゐるわけです。この現場の緊張した村長の判断、そして国会に出てこられたこの陳述、その点を非常に真摯に私は受けとめるべきだと思ひますけれども、大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(中曾根弘文君) 当日の事故後の状況につきまして、総理の御答弁の中でも、「事故現場の状況につきまして得られた情報をもとに、政府としては可能な限りの判断と対応を行つてきた」といふふうに向つて答弁を総理がされておられますが、そういうふうな対応をさせていただきまし

た。しかし今、西山委員お話しのとおり、現場におきましては、特に村長さんのお立場では大変な御苦勞があつたと思ひます。重要な判断、決断をしなければならぬ、また、だれに相談していいかわからない、情報もなかなか入らない等あつたことと思ひまして、村長の御苦勞に對して、とられた対応について、本心に心から私も敬意を表する次第でございます。

三つの原因について委員からお話がありましたけれども、私もすべてが万全の体制であつたとは思つておりません。いろいろ日ごろの検査体制あるいは当初からの審査体制、それから当日の初動体制のおくれ等いろいろ反省すべき点がある、そういうふうに向つておりました、そういうことから今回、新しい法律の御審議をお願いしてゐるところでございます。村長の御指摘等も十分に参考にしながら今後の再発防止に努力をしていきたいと、そういうふうに向つております。

○西山登紀子君 具体的に伺ひたいと思ひます。

「事故現場の状況につきまして得られた情報をもとに」「可能な限りの判断と対応を行つてきた」と、こういう御答弁だつたんですけれども、私は当日、十時三十五分に事故が発生して、もう十分後にはジェー・シー・オーの所長はこれは臨界だと判断してゐます。十一時十五分にはジェー・シー・オーがファクスを科技庁に入れてゐます。十一時五十八分には運転専門官がジェー・シー・オーに到着をしております。このときに、ジェー・シー・オーの所長は、臨界事故の可能性について報告をしてゐるんですけれども、そのときにその運転専門官は中性子線の測定について指示をしてゐないわけですか。これはなぜでしょう。到着をする前に科技庁は中性子線の測定について指示をその専門官に与えてゐないわけですか。また、専門官はその現場で臨界の可能性があると、いふふうに向つて指示をしております。これは

十月二十七日の我が党調査団の調査でも明らかに
なつたわけですが、これはなぜなんでしょう
うか。

○政府参考人(岡宮肇君) 御説明いたします。

運転管理専門官の業務といたしまして、異常時
におきまして情報をキャッチするということがご
ざいまして、そういうことで、我々としては、当
日早くから第一報が本庁に入つたことを受けまし
て、この東海村に常駐する運転管理専門官及び他
の施設に検査のため出張していた職員に対しまし
て、直ちに現地向かい状況の把握を行うとともに
に本庁あてに報告するように指示をいたしまし
た。この指示を受けまして、午前十一時五十八分
には運転管理専門官はジェー・シー・オーの東海
事業所に到着をいたしております。

その後、同専門官は、ジェー・シー・オーから
施設内に設置されたエリアモニターが高い指示値
を示しているとの説明を受け、直ちにその旨を本
庁に連絡してきております。また、ジェー・シー
・オーに対しましては、住民の避難の検討と
近隣の専門家の応援の依頼を助言するとともに、
那珂町に当該事故状況を伝えるよう助言をいたし
ております。

その後は、本庁から派遣された職員が到着した
ことを受けまして、派遣された職員とともに現地
対策本部の立ち上げのための準備を行ったという
ことでございまして、今御指摘の中性子線の測定
に関しましては、臨界継続というところまでは思
い至らなかったということで、そういうところま
で指示ができなかったのではないかと推察いたし
ております。

○西山登紀子君 臨界継続ということをごわからな
かったということなんですけれども、臨界という
認識はあつてその運転専門官は派遣したんです
か。

○政府参考人(岡宮肇君) 第一報の中にガンマ線
の測定値とともに臨界事故の可能性ありという記
載がございまして、この旨も当然運転管理専門官
に伝えてございまして、そういう可能性がある

という認識は持つて対応はいたしております。

○西山登紀子君 可能性があるという認識を持ち
ながら、それでは、その運転専門官に中性子線を
はかるということをやつぱり指示すべきだったん
です。これは指示していないというのとはもう
はつきりしております。いろんな言いわけをなさ
つておりますけれども、有馬長官自身がある雑誌
に、当然現場では中性子線を測定しているだろう
と思ひ込んでいたのだ、中性子の測定をしなさい
ということをやわなかつたのは今もうざんきに
たえないということをおっしゃるわけですか。
この点は非常にはつきりしていますから、そうい
う指示をしなかつたことについては、認識があつ
てなおさら中性子線の測定を指示しなかつたとい
うことについては、これはもう明らかにミスでござ
います。

それで、臨界が継続しているかどうかというこ
と、もし百歩譲つてわからないにしても、それを
わかるためにもやつぱり中性子線の測定はしな
きゃいけない。この判断はもうろん大事なこと
でございます。

次の質問に移りますけれども、ジェー・シー・
オーから二キロメートル先に、実は原子力研究所
が那珂研究所というところがございますが、その
観測装置は事故が起きた九月三十日の午前十三
時十五分過ぎに中性子線の高いピークを観測して
いるわけですか。この情報というのはいくつ科学技術
に届いたのでしょうか。

○政府参考人(岡宮肇君) 御説明いたします。

日本原子力研究所におきましては、那珂研究所
で中性子線の連続測定を常時行つておりますが、
今回の事故が発生した九月三十日午前十三時三
十七分に測定された通常のレベルより高い値を、当初
はノイズを拾つたものである可能性が高いと解釈
をしておりまして、その後、事故が起つた旨の
報道がなされるに及びまして、それを踏まえて確
認した結果、この午前十三時三十七分に測定され
た値は事故によるものであるとの認識がなされま
して、午後三時十一分、当庁に対して二つのモニタ

リングポストの午前十三時三十七分における値が、
通常はゼロであるところ、おのおの〇・二六、
〇・〇四四マイクロシーベルト・パー・アワーで
ある旨の情報が送られてきております。

さらに、午後四時四十七分、当庁に対しまし
て、午前十三時三十七分に中性子モニターの指示が
上がつていのはノイズではなく有意な値と判断
される旨のコメントを添えて、モニタリングポ
ストの午前九時半から午後一時ごろまでの測定値の
時間変化を連続的にグラフにしたものが送られて
まいりました。このような連絡につきましては、
当庁としてもその後の対応の参考にしたところで
ございます。

なお、このころ、核燃料サイクル開発機構が
ジェー・シー・オー敷地境界において中性子の計
測を始めておりまして、午後五時ごろ、敷地境界
での中性子測定データ、結果を得て、臨界が継続
しているということを認識、確認をいたしたわけ
でございます。

○西山登紀子君 もう一度確認をさせていただき
たいんですけれども、那珂研究所から一番最初に
科技庁に連絡が来たのは何時でしたか。

○政府参考人(岡宮肇君) 午前十三時三十七分にお
ける値のみでございますが、この値につきましては
午後三時十一分に到着しております。

○西山登紀子君 ちょっとおかしいんじゃないで
すか。一番最初に、もう那珂研究所では十三時三
十七分ごろに急上昇した、いわゆるバーストとい
うのが出ていて、大変だということ、これは
しかしノイズかもしれないというコメントをつけ
てファクスをしたのは午後一時ごろだというふう
に現場の課長から聞いておりますが。

○政府参考人(岡宮肇君) 我が方にはファクスの
記録がございまして、その記録によりますと、今
申し上げましたように、午後三時十一分ござい
ます。

○西山登紀子君 おかしいですね。午後一時ごろ
に科学技術庁に那珂研究所の松下安全管理課長は
連絡、ファクスを送つて、そのときはノイズかも

しれないというコメントをつけて送つているん
ですが、午後二時前にテレビでこの臨界事故の情
報を聞いて、それでも所内も驚愕をして、すぐに
電話で中性子線が到達したというこの連絡をした
というふうに聞いているんですけれども、そんな
遅いんですか、三時とか。

○政府参考人(岡宮肇君) 当方の記録には今の件
がございまして。三時十一分のものが最初と認識
しております。

○西山登紀子君 中性子線のこのバーストとい
うのですが、最近よくテレビ、マスコミにも出て
おりますが、こういう記録、最初にはあんと出て、
何回か繰り返しながら長時間、二十時間近く臨
界が継続しているという、こういう状況ですが、
(資料を示す)一番最初のこの部分が「早く科技
庁に那珂研究所から実は送られてきていたわけ
でございます。現場の課長さんにお聞きすると、今
申し上げましたように一時ごろに科技庁に連絡を
し、二時前に中性子線だという訂正の連絡をして
いる」ということです。

この中性子線、こういうふう非常に明確に記
録がされている。こういう臨界事故を示す非常に
重要な情報だと思ふんですけれども、先ほど
ちよつと局長の方から御説明がありましたけれ
ども、これが長官だとか原子力安全委員会に提出
されたのはいつのどのような形で提出されたの
でしょうか。この情報というのは、極めて、臨
界事故を示す、しかもこれは臨界もろん継続を
しているという判断材料だと思ふんですけれども、
どんなふうになされたんですか。

○政府参考人(岡宮肇君) 当日の状況でござい
ますが、いろんなデータがどんどんいろんなところ
から入つてきたわけでございます。この時間帯
には当庁の事故対策本部及び原子力安全委員会
の方でもいわゆる緊急助言組織が動いておりま
して、そういうところからどんどん来たデータがそ
のまま運び込まれてきたというふうには我々は理
解しております。

○西山登紀子君 いや、どんどんじゃなくて、有

馬長官にはいつという形でこの情報、こういう那珂研のこれは臨界事故を示す非常に重要な、しかも中性子線を測定しているという極めて貴重な情報なんですよ。これを有馬長官にいつ、あるいは原子力安全委員会が正式に開かれたのは午後二時でございますが、そのときにはこれは提出をされているのかどうかということですが、

○政府参考人(岡宮肇君) 有馬大臣にいつというところにつきましては、ちよっと今手元に情報ございませんで確認してお答えいたしたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、原子力安全委員会の緊急技術助言組織は断続的に会合を開いておりまして、このデータが得られました直後の会合が午後六時ごろから開かれております。その席上で、いわゆるその会合に対してはこの情報が出された、それ以前にも各委員さんのところにはもちろん回っていたわけですが、会合としてはこの午後六時ごろの緊急技術助言組織に出されてここで確認が行われたということでございます。

○西山登紀子君 今、午後六時とおっしゃったんですね。

○政府参考人(岡宮肇君) はい。

○西山登紀子君 原子力安全委員会での重要な那珂研究所のデータが検討され、組上に上ったのは午後六時、こういうことですか。もう一度確認します、六時。

○政府参考人(岡宮肇君) 繰り返しますが、非常にその当時いろんな動きが早くなっております。その中で来たデータはほとんど、例えば緊急技術助言組織でございますと、各委員さんのところには届けられていたわけですが、会合として集まられたのが午後六時ごろということ、その会合の席上で皆さんごらんになって確認をされたということでございます。個々人は届けられた時点以降、その個人の行動によりまして、適宜ごらんいただいていたというふうに考えております。

○西山登紀子君 非常にこれは私は問題だと思ひます。三時に村上村長が苦渋の選択をするときには、もう国も何を聞いても何にも指示をしてくれない。とにかく、ジェー・シー・オーが逃げているから村民を逃がさなくちゃいけないということ、もう村長は独断で決断をするわけですね。国は何も助けてくれない、早く情報が欲しい。しかも、先ほど岡宮局長は十一時十五分のファクスをもらったときにも臨界だと判断しているというところであれば、早く住民を逃がすという判断をしなきゃいけない。それもやっていないわけでしょう。そして、那珂研究所から、中性子線を測定した、しかもこういう形もきちっとした重要なものがファクスで送られていまして、現地の課長は一時に送った、そして二時にノイズじゃない、中性子だという電話をわざわざ入れている、こういう状況なんですか。

ところが、安全委員会の組上にのつたのは夕方の六時だと。科学技術庁自身はこの情報を受け取ったときにだれがどういう判断をしたんですか。ただコピーして横に回したんですか。科学技術庁はどうしたんですか。

○政府参考人(岡宮肇君) 四時四十七分にいわば先生今お示しされた流れのような情報が来たわけでございますが、それとほとんど相前後いたしまして、核燃料サイクル開発機構がジェー・シー・オーの敷地境界、こちらの方がより重要な情報でございます。において中性子の計測をしたデータが届け始めておりまして、我々の注意はそちらの方に向いたということでございます。

○西山登紀子君 つまり、このデータには注意を向けなかったということですよ、これは重要な。事故が起こったときに同時にこれは中性子線をキャッチしているわけですから。科学技術庁はこの重要なデータに注意を向けなかった、これはもうはつきりしたんじゃないですか。

○政府参考人(岡宮肇君) 繰り返して申し上げますが、非常に動きが早い中でいろんな物事が起きていくわけでございます。今おっしゃいましたその

の系列的なデータ、これはこれで来たわけ、認識はしておるわけですが、我々が欲しかったのはまさに現地何が起きているかというデータでございます。まして、それが相前後して届いたということ、まずそこから注意を払って、さらにその上でこの系統だったデータを眺めて物事がどういふに起こったかという認識をいたしたわけでございます。まして、そういう意味で、この系統だったデータについて関心を持たなかったということではございませんで、いわゆる敷地境界の値というものをまず重視いたしまして、その値を確認し、全体の状況がどう流れてきたかということ、理解する上で、原研から来たデータについては当然ながら検討を加えて理解を深めたということでございます。

○西山登紀子君 局長の答弁を聞いていますと、本当に原子力安全局長としての職責を全うしていただけるのかなと、そこまでは思ひます。

これはいただいた資料ですけれども、ジェー・シー・オーからわずか二キロ那珂研究所は離れたところにあります。で、事故が起こった直後に見事にこれはキャッチをしておりますということ、手にとるようにジェー・シー・オーの中で何が起きているのかということ、それはもう二時ごろに課長は慌てて訂正の電話を入れているわけですが、けれども、科学技術庁には余り注意もしないで、長官にもいつ連絡したのかもわからない、原子力安全委員会の組上にのつたのは夕方の六時と、こういうことでございます。私は、その点については厳しい反省を求めたいと思ひます。

「住田健二・原子力安全委員に聞く」というインタビューの記事を私は新聞で見ました。住田委員は、この原子力那珂研究所のデータについて、「実は事故当日の午後三時四時には原子力安全委員会にも来ていた。言い訳になるが、混乱の中で、山のようにあった資料のどれをチェックすべきかという判断がうまくいかなかった。中性子線のデータを最初に見たとき、測定時間も短く、中

性子のバーストが出てくること以上のことは分らないと思つたが、実際には様々な重要な情報が含まれていた。」、こういうふうに出ていらつしゃいます。「もつと早くデータを吟味していれば、臨界の全体像が把握できたはずだったのに、と残念に思つた。」「とにかく、データを取つていた原研には感謝したい」と、こういうふうにも述べていらつしゃるわけです。

私は、少なくとも科学技術庁はこういう住田原子力安全委員のような立場に立っていただかなければ、これはもう本当に今後何をどうゆだねていいのかというのが不安になります。

私も、この臨界事故について科学技術庁の対応が余りにも私は納得できませんので、少し勉強をさせていただきまして。この那珂研の送ってきたデータというのは、特徴のあるこういう変化を描いているわけですが、それは、後こういうふうになつてずっとこう続くという典型的な溶解中の臨界事故によるエネルギーの放出を示したものだ、と原子力関係者ではいわば常識のようになっているそうでございます。

私は、実は原子力安全研究協会というところがおつくりになつていて、こういう「核燃料の臨界安全」というテキストがあるんですね。これは入門書ですけれども、昭和四十四年四月につくられていますから三十年ほど前から既にこういう教科書のようなものはあるわけですね。それが改められまして、八四年の十二月にやはり「核燃料の臨界安全」という「実務テキストシリーズ」というのが出されております。それを少し勉強させてもらつたんですが、そのテキストには、これはもう皆さんはおなじみのテキストだと思ひますけれども、やはり那珂研究所がキャッチしたこういうバーストがびゅーんと出ていて、後ずっとこうなつていくというグラフが入つていて、後「溶液系における臨界事故を考えると、基本的に図4のような核分裂エネルギーの放出がある。」。図4というのは、今回の那珂研と同じようなこういう図でございます。

最初に臨界に達した直後の急激なエネルギー放出は瞬時のうちに終わる。その後、何回かの小さい爆発（バースト）をくり返しながら臨界状態が続く。最終的には未臨界状態となり反応は停止する。このような現象を臨界バースト現象という。

臨界バースト現象におけるバーストの大きさや持続時間を決定する因子としては、核燃料の組成・形態、容器の形状などの影響があることはもちろんであるが、臨界状態すなわち核分裂連鎖反応の促進および停止につながる主要条件は、系に添加される反応度の大きさ・添加速度と、エネルギー放出に伴う系の温度変化や沸騰あるいは気体状核分裂生成物の生成による気泡発生などの現象による反応停止機構とである。つまり、いろんな因子が重なって続くんだと、それで停止に行くんだということをわざわざ書いてございます。

このテキストを読む限りにおきまして、やはり臨界状態というのは、ばあんとバーストが起きて小さい爆発を繰り返しながらずっと続いて、そしてそれはいろんな条件によって左右されながら継続時間は決まるんだというふうに私は読み取れるんですけれども、こういうふうにはテキストには書いてあるんじゃないですか。

○政府参考人（岡宮警署） 世界の核燃料施設におきます臨界事故は、これまでに米国七件、英国一件、ロシア十二件、計二十件報告されております。このうち一件はプルトニウム金属燃料の取り扱い時における事故でございますが、他の十九件はすべて溶液系で発生しております。これら事故の臨界の持続時間は、多くは数秒から数時間でございますが、十時間以上持続した事故は三件でございます。

そういう意味におきまして、当時専門家の方が思われた、我々もそういうふうに思いがちであつたわけでございますが、やっぱり臨界というのは最初に起きて基本的にはそこで終わるということでございます、もちろん終わらない可能性も若

干はあつたわけでございますが、その可能性の確認というのが、先ほどから出ております中性子線の測定データがなかったということもございまして、確認に手間取ったということでございます。

○西山登紀子君 私の質問にお答えになっていないと思うんです。これ、それこそ入門テキスト、「実務テキストシリーズ」ということで、財団法人原子力安全研究協会核燃料施設臨界安全管理編集委員会というところで、日本原子力学会のそれこそ知見をここに盛り込んだものでございます。ですから、入門のテキストには、今私が申し上げましたように臨界状態が、「最初に臨界に達した直後の急激なエネルギー放出は瞬時のうちに終わる。その後、何回かの小さい爆発（バースト）をくり返しながら臨界状態が続く。」と。その続く条件というのはいろんな状況が絡まって続くんだというふうに書いてあるのは事実でしょう。それをお認めいただきたいんです。世界のことを聞いているんじゃないんです。

○政府参考人（岡宮警署） 失礼いたしました。そこに書かれていたことは我々もそのように承知しております。

○西山登紀子君 テキストにはそういうふうになつていてるわけですから、最初に十一時十五分に連絡を受けて臨界だというふうに思われたんだつたら、当然これは続いていると。続いているその状況を把握するためには、まず連絡を受けたときに中性子の測定をしない、あるいはどこからか持つていつて援助を受けてはかきなさい、こういうふうにするのが私はこれは普通常識じゃないかというふうに思うわけです。

なぜそのことを私は言う言っているかといいますが、もちろんこういう事故が起きてから私たちが勉強させてもらったわけですが、この臨界事故が発生した場合の住民の保護というのは何よりも時間との勝負だ。早く逃げる、遠くに逃げる、遮へい物の陰に隠れる、そしてその臨界をきちつととめる。臨界だと思つた瞬間にこの二つの対策が瞬時にとられなければいけなかつたわけ

です。それがやられなかつた。しかも、重要な情報を送つてきた那珂研究所のこの情報は、夜の六時まで安全委員会の組上に十分のせられなかつた。受け取つた科技庁は、長官にもいつ報告したかわからない、今の状況では、わからないと。

私は、やっぱりこれはどう考えても弁解の余地のないずさんな、体制もそうだし、専門家としての技術的な点での科学的な知見を本当にお持ちなかなという不信感も残念ながら持たざるを得ないわけです。率直にしかもそれを反省しない。こういう状況では、またこういうふうな事故が続くんじゃないかと大変私は心配をしております。

大臣にお伺いしたいんですけれども、私はこの那珂研究所の情報というのは非常に大事な、ジェー・シー・オーの事故が臨界事故だし、それが継続しているということを示唆する非常に重要なデータなんですけれども、このデータが、実は「緊急提言・中間報告」の中にこういう報告があつたということについても触れられていないんですけれども、それはなぜ触れられていないんでしょうか。十一月五日の「緊急提言・中間報告」の中に触れられてはいますか。

○政務次官（斎藤鉄夫君） なぜ十一月五日の中間報告に加えられていないかという御質問にお答えする前に、なぜ臨界の継続、それを想定しなかつたんだ、すぐそれを考えて手を打たなかつたんだというところに対する御質問でございますが、私も技術者の端くれでございますけれども、臨界事故が起きたというのを聞いたときにまず私自身考えましたのは、いわゆる中性子による即発臨界、これで瞬時の爆発的な反応が起きる、普通はそれでストップをするというのが意味で常識でございます。

○西山登紀子君 時間がありませんから、聞いていただくだけ答えてください。

○政務次官（斎藤鉄夫君） そういうことでござい

わゆる中性子が出て臨界反応が継続をしていたということについては、その中間報告を書く時点で核燃料サイクル機構のきちんとしたデータがありましたので、そちらのデータがとられたんだということだと思ひます。

○西山登紀子君 それは余計に問題じゃないですか。こつちの方が早く来ているんでしよう。しかも、一番最初からの中性子、ジェー・シー・オーの事故の模様を克明にとらえているのは那珂研究所のこのデータなんです。そのことについてこの緊急提言の中間報告には一言も触れられていない。その情報がいづどのような形で科技庁に届き、あるいはどのような判断でそれが生かされたのか生かされなかつたのか。もし生かされなかつたとしたら、その教訓は何なのか。そういうことについてやっぱり検討しなかつたらいけないんじゃないかなつたんですか。

この中間報告に載つていないでしよう。まず載つていないことを確認してください。○政府参考人（岡宮警署） 今確認いたしました、載つていないということでございます。

この中間報告の性格でございますが、いづれ最終報告が出るという中でこの中間報告でございます、要するに緊急提言をやつたりすべきであるという議論から、いわゆる直接的な原因究明の結果をもとにやはり直ちにいろんな措置を講じる必要があるというところで、そちらに重点を置いて書かれた報告書でございますので、詳しいいろんなデータにつきましては最終報告に盛り込まれる予定でございます。

○西山登紀子君 委員長、これは住田原子力安全委員も、データをとつていただいていた原研には感謝したいと言ひ、よくよく見たらやっぱり臨界の全体像が把握できていたのに、非常に残念だと思つたというふうな率直な御意見も出している。ところが、そのデータは、住田委員は、安全委員会に三時四時には来ていたというふうな御意見もある。ところが、今局長に聞くと、実際組上にのつたのは六時ごろだとか、あるいは那珂研か

ら連絡をもらったのは三時過ぎとか、しかし那珂研の課長さんは、一時にファクスを入れ、そのときはノイズかもしれないというふうにコメントをつけて送ったけれども、テレビで事故だというのが知って慌てて訂正の電話を入れたというのが現場の課長さんの私どもが聞いたことでございます。

ですから、そういう大事な問題を事故中間報告に、最初からきちっと検討がされていなくて、こと自体が私はやっぱり問題だと思ふので、なぜこういう中間報告の中に、あるいは事故検討委員会の中でこれがどのような扱いがされていたのかどうかということについても、私は委員長にお願いしたいんですけれども、もう少し克明にこの調査委員会にきちっと報告をしていただくようにしたいなと思う。そうでないと納得ができません。

○政府参考人(岡宮肇君) 今の那珂研データの活用でございますが、具体的に例えばどういうふうを活用したかと申しますと、沈殿槽内の試料の分析結果から推定された総核分裂数が臨界の初期のバースト期間とその後の低出力バースト期間にどのように分布していたかを評価するに当たりまして、このバースト期間の積算出力から同期間の核分裂数を算出して、これと総核分裂数との差からバースト期間の核分裂数を算出しているわけでございますが、このバースト期間の積算出力の評価に必要な同期間の出力変化の評価におきましては、この那珂研のモニタリングポストの中性子線の測定データを活用しているわけでございます。さらに、このようにして得られた総核分裂数は周辺環境の線量評価のためのベースとして活用しているわけでございます。そういう意味では那珂研のデータはいわば最大限に活用させていただいております。

○西山登紀子君 なる言われるんですが、私が問題にしているのは、一番最初に事故が起こった直後、十時三十七分にはもうバーストを記録している。そして、通常の中性子線の状態からぐうんと

一段と上がった状態がずっと正確に記録されている。この記録は、何よりも住民をこの被害から避難させる、この被害から本当に一時でも早く避難をさせる対策、あるいは臨界事故を終息させるために動く、こういう決断をする上で最も早く活用されなければならなかったデータではなかったかという点を問題にしているんです。そこが大事な点ですよ。(何でそれが六時になるんだよ)と呼ぶ者あり) 本当ですよ。その間に住民は多く被災をしているんです。

そこで、私は、ちよつと実際に東海村の住民の皆さんがその当時何をどのようにしていたのかというところを三人の方にインタビューをしてじかに聞いてみたんです。

例えば、Aさんは三百メートルぐらいに自宅があるんですが、ヘリコプターの音がうるさいというところでテレビをかけても余りよくわからなかったというんですが、当日昼の二時ごろに東京から息子さんが電話をかけてきて、そしてテレビをかけた。村のスピーカーは家の中の何かスイッチを切つていたので聞こえてこなかったというところ、はつきり聞いたのは三時半ごろ、外のスピーカーから逃げなさいと、三時四十分、逃げなさいというところで自分で車でコミセンに行つたというわけなんです。この方は自宅にずっといたわけなんです。九月三十日の十時三十五分のときもずっと家にいたと。三百メートル以内には家はあるんですけど、そういうことだったと。今二・五ミリシーベルト推定値ということで大変沈うつな思いになつていらつしやる方なんです。

もう一人の方は、常陸太田の方に十時三十五分のときにはいたというところで、十二時ごろ車でジェー・シー・オーの近くを通ろうとしたら事故だということで、原子力の事故だったら海の方かなと思つて、ジェー・シー・オーの存在は知らなかったと言つたわけですよ。自宅はジェー・シー・オーから五百メートルほど離れていたところ、テレビをつけてずっと家にいたと。五百メートルぐらいだから大丈夫かなというところで奥さん

は最初からずっと家にいた、こういうことでございます。

それからもう一人の方は、御夫婦で田んぼで作業をしていたそうでございます。自宅はジェー・シー・オーから四百五十メートル、八百メートルぐらいのところまで田んぼの作業をしていて、十二時半に家に帰つたときに初めてテレビで知つたそうです。午後また五百メートルぐらいのところの田んぼに出ていつて田んぼの作業をしているんです。それで二時間ぐらい田んぼの作業をして三時ごろ家に帰つて、避難しろということで大変だと思つたという状況です。

やはり、今回の事故は、私もジェー・シー・オーの工場に行つて実際に試験棟のそばに立つてみましたけれども、被害が目に見えない。目に見えないものの恐怖、事故というのはこれは私はもう大変なものだ。例えば火事のようにもくもくと煙があれするだとか何か音が立つとかそういうものじゃなくて、見えない音は出ない。そういう中で、だから、正確な情報をきちつと伝えないと、住民はいつものものとりの平穏な生活をずっと続けていくんですよ。だから正確な情報、科学的でしかも正確でしかも敏速な指示をする責任があつたのかということが今問われているのではないかと思ふんです。

その点で私は、やはり那珂研究所の測定したこのデータというのは非常に重要な貴重な資料です。し、そのことを私は中間報告が全く欠落させているということについて、これは意図的であれば極めて問題だと思ふ。その点についても私は詳細な調査が必要であると思ふ。この委員会には私は報告をきちつとさせていただきたいと思ふ。その点で大臣の御答弁をお聞きしたいと思ふます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 事故直後の対応についてでございますが、今委員御指摘の那珂研究所のデータの活用についてのお話でございますが、私自身細かいそのときの状況を存じ上げませんが、今後もう少し私自身も勉強してみたいと思つ

ておりますけれども、当時の関係者の中でそのデータ、情報がどういうふうにご利用されたのか、またどういふ議論であつたのか等は調べてみたい、そういうふうにも思つております。

それから、地域の皆さん方の今お話がございました。行政防災無線等もあるわけでございますが、室内におられる方、屋外におられる方、スイッチを切つておられる方、いろいろございまして。今後の体制につきましては、今回のそういう反省も踏まえまして、住民の皆さん方に、すべての皆さんに情報が伝わるにはどうしたらいいかというようなことも地方の自治体の皆さん、関係者の皆さんとそれぞれ御相談をしてみたい、そして事前に十分な体制ができるように今後私どもも協力をしていきたいと思つております。

○西山登紀子君 先ほど言いましたように、住民の皆さんは本当にごく普通の生活をしていて、そこに本当にあつた事故が起こつたということについて正確な情報も正確な知識も持たないまま被曝をたくさんの方がしてしまつた。これは非常に重大なことだと思ふ。

元官房長官、野中さんは、夜の十時半ごろに十キロ圏の屋内退避という判断を下したときに、大げさな後でしかられてもいいから住民の被害を少なくするために決断をするというふうなことをおっしゃつたんですけれども、それは夜の十時半のことでございます。

私は、そういうことを言うのであればもっと早い段階に、科技庁が十一時十五分にファクスを受けた段階で即座にそういう判断をして、住民の避難等々についてもっと敏速な対応をすべきではなかったか、そのことについても反省がされるべきだと思ふ。

大臣は、当時のことは自分はタッチしてないかつたとおっしゃいますけれども、今、この事故対策の後は大臣の責任においてやつていらつしやるんですが、この中間報告は大臣自身が当委員会に報告されたのです。その報告された中間報告の中に私は非常に最も核心的な部分のこのデータが

見事に欠落しているという状況がある。これについてはやはり大臣自身が責任を感じていただきまして、もう一度きちっとなげ抜けたのかということについて事実経過も含めて御報告をいただきたい。そうでなかったら納得はできないと思うんです。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(中曾根弘文君) まず私は、その時点で私は関係ないとかタッチしていないという、そういうつもりで申し上げたんじゃないかと、その技術的な判断をする場にはないし、そういう意味で詳しいことがわからないと申し上げたわけでありまして、私が大臣になつていたなつていないという、そういうつもりで申し上げたわけではございません。

それから、先ほどのデータのお話ですが、先ほど申し上げましたように、そのデータがどういう形で議論されたのかということについてはもう一度勉強してみたい、また御報告もさせていただきたいと思っております。

○梶原敬義君 鳥取県の地形、岡山県と鳥取県の県境、先ほどウラン残土の問題で加藤委員から質問がありました。関連して、若干大臣の決意を求めたいと思うんです。

もう今故人になりましたが、昔、吉田達男という参議院に同僚議員がおりまして、これは鳥取県の出身ですが、非常に本件について、これは何とかならないかということでも本委員会でもたびたび取り上げておりました。故人となりましたが、私はよく気持ちはわかります。

きょうの新聞を見て質問をしようと思いましたが、同僚議員がもうほとんどやられましたので、質問を聞いておりました問題点だけ指摘をしたいと思ひます。

先ほどの答弁では、核燃料サイクル機構の問題だと。国じやなくて核燃料サイクル機構の責任というのか、これがおくれているんだというふうな、そういう答弁だったと思うんです。核燃料サイクル機構と国との関係というのは、これは国の責任があるわけですから、この際、中曾根長官のとき

にこれはもう片づけないと、通産省も科学技術庁も役人は一年交代ぐらいでこう行く、次々に引き継いでいく、だからだれも片づけられない。大臣も一年置きぐらいでかわる。

この際、中曾根長官の腹でこの人形時のウラン残土の問題というのはひとつ片づけてもらう、そういう強い要望を大臣に申し上げたいんですが、決意をひとつ。

○国務大臣(中曾根弘文君) 梶原委員おっしゃいますように、これは国は全然関係ない、そういうことではございません。核燃料サイクル機構がこの問題で地元の御理解をいただく努力をしながら対応をとっておるわけでございまして、けれども、また、他の場所に移すことができないかということではいろいろな地域にお願いをし、なかなか御了解いただけないというままに今日まで来てしまったようでございますが、今委員おっしゃいますように、できるだけ早くこの問題が解決いたしますように、また私の立場で努力をしていきたいと思っております。

○梶原敬義君 これはもう中曾根長官のときしか片づけるチャンスはないと、このように期待をしておりますから、よろしく願ひします。

次に、使用済み核燃料の中間貯蔵施設についてお伺ひしますが、先般、法案審議をやっている過程の中で、どうも電力会社の方から東海村の方に打診をしているというふうなことがちよつと出まして、東海村の村長も少し腹を立てておりました、まさかこういうふうな臨界事故があった後、東海村にということにはならぬでしょうねということをお尋ねします。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘の中間貯蔵でございますが、具体的な立地地点につきましては事業者サイドで現在検討中という状況で、具体的な地点名を聞いていますわけではございませんけれども、御指摘のような地点が候補に入っているというふうには聞いておりません。

○梶原敬義君 これは長官、沖縄の県道越えの演習のときに、村山総理の時代です、結局こつちに

持つて帰つてこつちでやろうということになりまして、四方所か何かのうちの二カ所、私の大分県の地元ですが、大分県の出生台で演習をやるようになって、今もうやつておるんですね。やつぱりこれは片づかなかつたら、時の総理を三人も出している県があるんですよ、群馬県。今、科学技術庁の長官も群馬県、そういうときとか、どうしようもないときはやつぱり群馬県が率先垂範してこれは本当に対応するような形にしないか。

この法律をつくつたときに、私はこれは問題あると。これはまじめな話、発電所の中で敷地が多いんだから、そこであと十年分とかあるいは二十年分とかそのぐらいのスペースはあるじゃないかということをおの審議のときに大分言つたんですが、いや、もうこれするしかないということである法律は押し切つてきたんですね。

この点について、長官、考えることがあればひとつ、感ずることがあれば。

○政府参考人(河野博文君) 大変申しわけございません。先ほど言葉足らずではございましたけれども申し上げましたように、事業者の方でも具体的な立地地点を考へてはいるようでありましてけれども、まだ具体的には上がつてきていないわけでございます。私ども通産省といたしましては科学技術庁長官に御報告できている状況ではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 じゃ次に移りますが、日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号機の冷却水漏れの事故について少し経過を。

これは、九九年七月十二日午前六時五分、警報が鳴つて、冷却水が漏れて手動で工場をとめております。L字形の配管の亀裂が原因だということですが、少し経過を。操業状況は、いつとめて、動き出したのはいつなのか、そこもひとつあわせてお願いいたします。

○政府参考人(河野博文君) 原因等につきましては、もしお時間をいただければ藤富審議官の方から御報告させていただきますけれども、御指摘の

とおり、七月十二日に格納容器内におきまして一次冷却水の漏えいが起こつたということでございました。

簡単に原因だけ申しますと、高サイクル熱疲労というところでございますが、この後、運転をとめまして原因を調査し、再発防止策について検討をしまつたわけでございます。去る十月二十五日に、原子力安全委員会へこの調査結果及び再発防止策について御報告をし、御理解を得たところでございます。

再発防止策については、詳しいことははしらせていただきますけれども、技術基準の改正ですとか、あるいは高サイクル熱疲労による損傷防止の規定を追加する等、検査の充実などを考えております。

今後、基本的な原因調査についての御了解を安全委員会から得たこともあり、修理に入るわけでございまして、運転再開は来年のしるべき時期ということになろうかというふうに思つております。明年のしるべき時期ということ、まだ確定しているわけではございませんけれども、明年に入りましてはやはり一、二月月分はかかるのではないかとこのように思つております。

○梶原敬義君 高サイクルによる熱疲労ということですが、どうもなかなか中間報告読んだけれどもよくわからないんですね。私は、こんなことよくわからぬ、専門じゃないからわからないんですが、もしやそういうことになれば、そういうふうな配管のやり方というのはあつたこつちにもある。それは、同類のそういう熱疲労も起きる可能性がある。安全だ安全だと、こつちでいっているが、その辺は一体本当に大丈夫なのかどうなのか。

○政府参考人(藤富正晴君) 御説明いたします。ただいま先生の御指摘のありました高サイクルの熱疲労と申しますのは、つまり繰り返し反力の応力が大体十回以上来ましてときに寿命となるものを一般に高サイクル疲労と申しております。これは日本機械学会などで使われている定義でございます。

それで、今後はこの対策として、同様な高サイクル熱疲労が起らないように、先ほど長官が御説明しました技術基準を改正して高サイクル熱疲労による損傷の防止を図る、注意するということが、検査におきましても高サイクル熱疲労を考慮した検査の充実として、高温部と低温部の水がまざるようなところについてUT検査、超音波探傷検査をいたします。

それからまた、今回比較的細い管で漏えいが起こりましたので、これにつきましては、格納容器の第一種管、主冷却材が流れているところと同じ温度とか圧力がかかる、そういうものについては細いものであってもUT検査をするということを考えております。

○梶原敬義君 中間報告にはそういうことを書いておられますが、私は、日本の科学技術というか原子力技術といいますが、科学技術全般を見て、そんなに優秀じゃないと思うんです。この前、国産II号何かの打ち上げのときに、あんなに技術の粋を尽くしてやったはずがやっぱり失敗をする、もう二回ですね。以前には、科学技術庁の職員の方が来まして、いや日本は大したものだ、もう事故はないと、こういうことを言っておりましたが、二回続きました。原子力船「むつ」の場合、私はずっと国会へ来てあれを追っかけていたんですが、あれも修理したかと思ったら、またそれも放射能が出ている。

それで、要するに、日本のやっている、大メーカーを使ってやっているわけですね、三菱、東芝、石川島播磨とか川崎重工とか、そういうところが全部やっているんです。この配管のメーカーとか納入業者とか工事業者とか鋼材のメーカー、鋼材はたしか住金の和歌山じゃなかったかと思うんですけれども、こういうものを中間報告の中に、やっぱり業者名も、だれが一体工事をしたのか、そして素材は一体だれかと、こういうのは全然出てこない、一番大事なところが出てこない。この前、II号を打ち上げたときに、だれが一体エンジン回りをやったのかとか、国民は全然わから

ぬ。わからぬようにしているんだと思うんです、わからなくていいように。だから、私は余り信頼していないんです、日本の大手を。

この辺、本当に読みながら、一体どの業者がこういう小さなパイプをつくって、肝心なところのパイプが亀裂する、こういう素材を使っているのかというのが全く出てこない。こういうのはどうかならぬのか。

○政府参考人(河野博文君) この敦賀二号の件に限って申しますと、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたが、やや特殊な再生熱交換器の形状、サイズを持っておりまして、それが主たる原因となりまして先ほどの高サイクル熱疲労というものが起こったということで、原因的には再生熱交換器の形状の方に原因が求められているということでございます。恐らくそういうことでこの報告書にも素材まで触れていないのかと思えますけれども、原子力公開の原則でございますので、今後必要な範囲内のこととはどうし公開するという考え方で対応させていただきたいと思っております。

○政府参考人(藤田正晴君) ちょっと補足をさせていただきます。

今回の敦賀二号機の冷却水漏れにつきましては、前後十回にわたって原子力安全委員会に資料を提出させていただいておりまして、最終的には十月二十五日に報告書としてまとめられております。

その中で、この事故に至りました要因分析をしております。先生御指摘の材料について問題はなかったかということもこの要因分析の中に入っております。材料についてはいろいろ調べましたけれども、化学成分であるとか機械的性質は規格内であるということで、特段、本件については材料不良ということはないという結論になっております。

幾つか消しましたところ、想定される原因の中で高サイクル熱疲労が残ったわけでございます。○梶原敬義君 言っているのは、確かにそれはそ

うかもしれないけれども、もしや違ったところに原因があるかもしれない。だから、私はずっと長い間見てきまして、業者、素材納入業者、こういうものはやっぱり一々、国民には関係ないけれども、こういうところがやっただんではないかというのをはかるようにしてもらいたいんです。これは努力をさせていただきたいと思っております。

II号について、ちょっと通告してなかったが、例えばエンジン回りはどこがやっただんか、その故障箇所は業者はどこがやっただんかというのは公表できるんですか。できれば教えてください。私もちょっと調べておりますけれどもね。

それでは本題に入りまして、原子力災害対策特別措置法案について、少し残り時間、質問いたします。

第九条についてです。第九条には、事業者は原子力防災管理者並びに副原子力防災管理者を置くというものを位置づけて、その人は、重要な緊急事態が発生した場合に、主務大臣と都道府県知事と所在市町村長にすぐ連絡をするということですね。それから、その連絡を受けたら、今度は第十五条で、総理大臣が緊急事態宣言を発する、そして都道府県や市町村長に避難等の指示を行う、こういうことなんですね。そして、原子力災害対策本部を十六条、十七条で設置するということなんですが、今回議員からずっとありましたように、早くそして速くということが非常に言われているときに、下からずっと上がってきて、そして上から行って、県知事に行って、市町村長に行っている避難命令を出すということは、現実的にそういうことがいざというときに考えられるのかどうか。長官、どうもこの法律をずっと読んでみますと、上から物を決めて下に押しつけるような形にほとんど大體動きがなっております。これはこれでどうでもよかったものですか。これはこれでいいと思いますが、要するにもう少しいざというときは現場の判断を重視するようなことじゃないか。これはもたぬのじゃないか。

先ほどからも話がありましたが、東海事業所の所長は、職員の一次避難をして、どうもそこでもガンマ線が何か高いので、これは悪いということでもう一回移っているんです。その段階でもう何回かは東海村の方に言っているんですよ、これは危ない。我々も避難したから避難してくれというふうな意味のことを言っているんです。だから、どうもこの法律の建前が何だか逆になっているような気がしてならぬのですが、これをつくった事務局の局長でいいですから、ちょっと聞かせてください。

○政府参考人(奥直孝君) 御説明申し上げます。今回の事故対応におきまして顕在化した反省点として、原子力災害の特殊性を踏まえた迅速な初動体制の確立が問題としてありました。

この法案では、原子力災害の特殊性にかんがみまして、専門的知見を有する国がみずからの緊急時対応体制の強化を図るとともに、市町村長、都道府県知事に対して具体的な対策の指示を行うなどによりまして地方自治体と連携をとり、一体的かつ迅速に対策を実施することとしていくところでございます。

ただいま先生がお話しございました、上から下ではなくて、むしろ下から上と、こういうふうな問題でございましてけれども、この原子力緊急事態宣言が発出される前など国が指示をしていない段階にありまして、地方自治体はこれまでと同様に、現地の状況を直接把握できる立場から、国の指示を待たずに迅速に住民等に対して必要な指示等を行うことは可能でございまして。

なお、その場合にも、原子力防災に關します知識さらには経験を有する国の原子力防災専門官が現地に駐在し、自治体に対して専門的アドバイスを行ったり、あるいはまた地方公共団体の長から国の方に対して高度な専門家の派遣を求められる。このようなメカニズムを入れ込んでございまして、こうした国の職員の派遣によりまして地方自治体におきます的確な活動がとれるよう支援することとしている次第でございまして。

そのような形で対応可能かと思ひます。

○梶原敬義君 どこからどこに下から上に近いというんですか。

○政府参考人(眞直孝君) 私の認識の違いかと思ひます。失礼しました。

○梶原敬義君 だから、今までどおり、例えば東海村なら東海村が先に避難命令をやってもいいんだというようなことが、どうも今までこれを見てもなかなか出てこないんだよ。出てこない。だからそこが非常に気になるんです。あそこには原研があったり何やらして、原子力に対する知識というのがある。例えば九州のどこか田舎の田舎とか、唐津があるいは川内とか、そういうところでやったときには、これは確かにテレックスが電話でいけば早いかもしれないけれども、やっぱりもう少し現地の対応、体制というのが強く位置づけられないとこれは間に合わないですよ。

だから、これは少し今度の事故に対して言いわけみたいな、今度はこうするから大丈夫ですよというような感じを強く受けるんだが、それは間違いですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 局長からも御説明申し上げましたけれども、やはり私は原子力災害の特殊性というものを十分に配慮しなければならぬ、そういうふうな基本的には思っております。今回、現場でも御質問ありましたけれども、今回、現場での村長さんの大変な判断されるところ、この御苦労、御苦慮があったと思うんです。そういう意味で今回の法律では、できるだけ国の対策本部に情報も集中し、そして現場におきましては情報も来るでしょうし対策もとらなきゃならないということ、そういうものを現場の長の方々が混乱した中でされるのも私は大変ではないか、そういうふうにも思っております。

ただ、この緊急事態宣言が发出される前の対応につきましては、今局長から申し上げましたように、現行法におきましても災害対策基本法あるいは地方自治法に基づいて行えるわけでありまし

て、こういうことができるんではないか。これは今後各原子力関係施設のある地方公共団体にも十分に御説明し、また国の方も対応を早くとって指示が迅速にできるようにする、こういうことではないかと思ひます。

また同時に、防災専門官も派遣されておりますので、そういう専門官のアドバイス、あるいは専門官の知見というものを十分に活用していただいで、現場は現場の御判断、また中央からの指示も迅速にやる、そういう形で今回お願いしているところでございます。

○梶原敬義君 私どもが視察に行ったときに、東海村の村上村長が今度の法律の位置づけについて語っておりましたが、これはこれなりに意義があるだろうと、しかしそれが一体腹を決めて、責任をとって判断するのとか。例えば、じゃ急ぐというときに、科学技術庁サイド、国サイドで非常にスピードを上げてそういう話ができるのか、一たん上へ上げて上から判断していくのか。結局非常に悩みが多いんじゃないですか、そういうところは。

だから、非常にその辺を心配しております。それが判断を瞬時にしていくのかという問題、これはやっぱり現場の村長なり自治体の長というのは、この法律ができたからといって、しかし悩みが解決されるんじゃない、やっぱり自分が判断をしないかと思うんです。どうもその辺が、この法律が、これが中心に動くということになります。どうも軽んじられるような気がしてなりません。もう少し何かいい知恵があれば。今局長が動いておられますけれども。

○国務大臣(中曽根弘文君) 委員の貴重な御意見、大変参考になります。今後十分に配慮していきたいかなきゃならないと思ひます。

要は、地域での日ごろからの協力体制の確立、訓練、それから非常事態に当たってのそれぞれの役割等々十分に協議をしておいていただくということが私は最も大切であろうと思っております。

し、また現場の皆さんが本場に御苦労されないようなことも国として全面的に十分に配慮しながらやっていかなければならないと思っております。

○梶原敬義君 大体時間が来しましたから。

○水野誠一君 私は、きのうも代表質問に立たせていただきました。原子力を今後も必要な施策として考えていくのであれば、そのリスクも正しく国民と共有していく必要がある。そして、常に緊張感を持って原子力の安全を確保していかなければいけない。そのためには、現在のようなお粗末な体制ではなくて、システムのリスクマネジメントを再構築する必要がある。そういう観点から幾つか質問をさせていただきます。

きょうは、同じような観点から、原子力安全行政のなかでもあります原子力安全委員会のあり方についても伺いたいと思ひまして、きょうは委員長にわざわざお越しをいただいているわけでありますが、これは後ほど質問をさせていただきます。まず最初に原子力災害対策特別措置法案について伺いたいと思ひます。

昨日も申し上げたところなんです。原子力事故、これは起きてはいけないことなんです。万が一それが起きてしまうということは、事実今回のジェー・シー・オー事故においても証明されてしまった。その対処をふだんからはっきり国民に示しておくこと、これをためらってはいけないと思ひます。

例えば、今回も避難訓練をふだんから実施するというようなことが法案の中に盛り込まれているわけですが、こういうことを言う国民に無用の不安をおおるなどの反論もこれまで聞かれたということがあります。しかし、万一の際の危機管理スキームが明確に示されないことこそが無用な不安をおおる事態になっているわけでありまして、やはり私はふだんからの備えというものをこの際しっかりとすることが重要だと思っております。

その観点からしますと、今回の法案の中にあります防災業務計画の義務づけだとか、あるいは共同防災訓練の実施、あるいは保安教育、あるいは

緊急事態における自衛隊の派遣要請手続などを盛り込んだ今回の法案というのは、行政が原子力が本来持つ危険性とリスクを正面からとらえてそれをコントロールする姿勢への転換に踏み出すことになったということ、私はやはり評価すべきではないかと思ひます。それと同時に、本法案が事故の未然防止と危機管理、リスクマネジメントの両面において十分機能することを期待したいと思ひます。

さて、今回の法案の中で、原子力災害対策本部の設置、主務大臣に対する指示、緊急事態応急対策の実施など、この法案の中に書かれております諸スキームが総理による緊急事態宣言の発出によってすべてがスタートする、こういうふうに取り扱われるわけでございます。

事業者が政令で定められた一定以上の放射線を計測したときなどに主務大臣に報告することが義務づけられた。主務大臣はそれを受けて、かつ緊急事態と認められるときに内閣総理大臣に報告を上げて総理が緊急事態宣言をされる、こういう段取りになるわけですが、そのときに、事業者から通報を受けた主務大臣の緊急事態と認められる点の判断、これはどのように行われるのかという点を伺いたいと思ひます。

なぜかと申しますと、原子力事故というのは、まさに今も各委員からいろいろ質問が出てきているように、タイムロスということが許されぬ。迅速に総理に情報が上げられて、一刻も早く政府対策本部が設置されなければならぬわけでありますが、そのときに、よく以前、内閣の危機管理の話で出てきているように、今はもうそんなことではないと思ひますけれども、次官会議にかけないというわけで、そういう意味で、関係閣僚の了解を前提とするだとか、あるいは議者の意見を聞かなければならないというようなことが、私は絶対ないと思ひますが、まずその点、特に庁内の手続の仕方を含めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 事故発生直後の国の方の手続についての御質問でございます。

委員も十分御案内のとおりでありますけれども、また多少繰り返しになるかもしれませんが、本法案におきましては、施設の敷地境界における放射線レベルの上昇等一定の異常な事態が発生した場合に原子力事業者から主務大臣へ通報がなされるということになってございまして、原子力災害と申しますか原子力関係の事業所の事故には臨界事故が起きないものもあるかと思ひます、いろいろなものがあるかと思ひますが、放射線レベルの上昇等一定の異常な事態が発生した場合に主務大臣が職員を派遣とか原子炉等規制法に基づく措置等の初期対応をまず開始することになっております。その後、事態の推移によりまして、あらかじめ定めた状況、そういう状況になりますと、直ちに主務大臣から総理大臣に報告されるということになってございまして、総理大臣が原子力緊急事態宣言を發し、政府に原子力災害対策本部ができるわけでありまして。

どのように緊急時の判断をするのかという御質問でございますけれども、主務大臣が内閣総理大臣に緊急事態として報告する場合の放射線量の基準とかあるいは事象、こういうものにつきましては今後政令によつてその詳細を定めることになっております。

また、この政令は、今後原子力安全委員会の御意見を聞きつつ、客観的に判断できる内容になるように検討を進めていくことになってまいりますけれども、総理大臣への報告が迅速になされるように、事業者からの異常事態の通報から原子力災害対策本部の立ち上げに至る手続に関するマニュアルの策定等にも努めていきたいと思ひます。

○水野誠一君 もろろんマニュアルも大切なんですけれども、私はやはり一刻も迅速に動ける体質といひますか、体制というものがいかに確保できるか、この点を十分に御注意いたしたいと思ひます。

あと、この法案において災害対策本部と名がつくものが国と国の現地本部とそれから都道府県と市町村、それぞれに設けられるということでございまして、さらにそれらが一堂に会して情報交換を目的とした災害合同対策協議会というのがオフサイトセンター内に設けられるということで、非常にこれは言い方によつては盤石の構えとも言えるんですが、一つ間違つて混乱、あるいは船頭が多くなり過ぎてどうしようもなくなる、こういう問題にもつながると思ひます。

その視点から考えたときに、確かに緊急時には情報交換も重要なんですが、混乱を避けるということからいけば、指揮命令系統の統一がもう必ず必要になってくる。その意味で、この災害合同対策協議会の役割、あるいは意思統一にトランプが生じた際の最終責任者といった立場はだれになるのか、またあわせて、国の災害対策本部長、これは総理であります、総理から国の現地本部長に一部委任される権限とは何なのか。これらの点について、簡潔で結構でございます、伺いたいと思ひます。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 現地のオフサイトセンターに設置されます合同対策協議会、これには市町村、県、国、それぞれの対策本部が集うわけでございます。その場で船頭多くして船という事態にならないようにするために実質的な命令系統を定めるべきではないか、こういう御質問かと思ひますけれども、実質的な指揮権者としては、国の対策本部に来ております現地対策本部長がバックに総理大臣の災害対策本部長としての権限を控えながら実質的に指揮に当たつていく、現実的にはそうなるんじゃないかと思ひます。

○水野誠一君 次に、さうも質問させていたんだんですが、原子力保安検査官、それから原子力防災専門官の問題について重ねてお尋ねしたいと思ひます。

昨日の代表質問に対するお答えとして大臣から、安全規制に責任を持つ行政府がその検査にも責任を負うべきだから、保安検査官なども科学技

術庁、通産省から出すという答弁を伺いました。これは、現状の安全規制体制をよしとする立場に立つてこそ理解できるお答えだと思ひます。

ジェー・シー・オー事故以前からも、原子力の推進に当たるものとそれから安全規制に当たるものが明確に分離されていなくて問題なんだという指摘を重ねてきてきているわけですね。そうしたこれまでの安全規制体制が十分機能していなかったからこのジェー・シー・オー事故が起きたわけでありまして、明確にその問題点が露呈したわけですね。そのことは私だけが言っているわけではなくて、事故調査委員会の中間報告においても明確に指摘されているわけでありまして。

そこで、保安検査官などという職務を新設しても、科学技術庁あるいは通産省の職員がその任務に当たるとすれば、身内が身内をチェックするよなものになってしまつて、監視機能の事実上の強化につながるかどうか疑問にどうも感ずるわけでありまして、この点について再度御所見を伺いたいと思ひます。

○政務次官(斎藤鉄夫君) 行政によるチェックと安全委員会によるダブルチェック、この機能をどう分離するかという議論につきましては、ちよつと別な議論でございまして、また別なところで論じていただくことにいたしまして、まず第一義的な規制の責任は行政にあるわけでございます。したがつて、保安検査官、防災専門官も行政の責務として厳正かつ的確にこの規制を行つていくということが要求されるわけで、この保安検査官、防災専門官は行政に置くというのが筋だと、このように考えております。

○水野誠一君 それに対する疑問というのはいまだ私自身は残るところであります、これとも関連する問題として、原子力安全委員会のあり方について質問をしたいと思ひます。

きょう、原子力安全委員会委員長にもお越しいただいておられるわけですが、決して十分とは言えない人員体制の中で原子力の安全確保を担う最高機関として御尽力されていることについて心

から敬意を表したいと思ひます。

安全委員会は、原子力船「むつ」の放射線漏れ事故の後、原子力の推進と規制を分離すべきとして、一九七八年に原子力委員会から独立したというふうに理解しております。佐藤委員長は、省庁再編による内閣府への移行を前に、昨年十一月、中央省庁等改革推進本部に申し入れをなさつていくということで、これまでも安全委員会の機能強化、それから人員強化に熱心に取り組まれてきた方だと承知しております。

昨日の本会議において、二〇〇一年の省庁再編を待たずに、来年早々にでも事務局機能を科学技術庁から総理府に移し、人員も拡充するという方針を総理が明言されたということで、これは大変結構なことだと思ひわけでありまして、私はこれを確実に実現していただきたいと思ひます。

しかし問題は、単なる人員の増強によつて解決されるものではないと思ひます。安全委員会がその安全規制機能を發揮できるだけの権限を持つていられるかどうか、ここが非常に重要だと私は思ひます。

これまで科学技術庁あるいは通産省の答弁では、科技、通産が法令に基づく安全審査等を行い、さらに安全委員会がダブルチェックをする仕組みとなつていくと繰り返し説明をされております。しかし、科技、通産には原子炉等規制法等に基づく処分や立入検査が行える権限があるのに対して、安全委員会にはそのような権限が与えられていない。これは私はちよつと気になるところであります。安全委員会は、行政のチェックが適正に行われているかどうかを審査するのみで、常に助言をする立場にとどまる。ダブルチェックの片方を担っているとは言えないという批判も事実あるわけでありまして、この問題というのは、これは特に安全委員会が独自の手足あるいは権限を持たないという点に生じているのではないかと思ひます。

この点について科学技術庁、それから佐藤委員長、それぞれの御所見を伺いたいと思ひます。

一点でございます。

そして同時に、また佐藤委員長には、安全委員会も独自の手足を持つて主体的にチェック機能を發揮すべきではないかという指摘に対しても御所見を伺えればと思います。

○政府参考人(佐藤一男君) お答え申し上げます。

これは委員も御案内のとおり、原子力安全委員会と申しますのは国家行政組織法のいわゆる八条機関というものでございまして、主たる任務は、その信ずるところを意見を述べ、それを行政に反映していただく。その意見を述べるに当たっては、行政とは一線を画し、独立した立場でこれを行うということになっているわけでございます。

現在の法令等では、原子力安全委員会には、関係省庁に対して報告を求めることができる、さらに、必要とあれば内閣総理大臣を経由いたしまして勧告をすることができるという権限が与えられているところでございます。

私のこれまでの活動、決して自分でも本当に百点かと言われればそうとは申しかねるところもあるかとは思いますが、これは本来、安全委員会の仕事をしていく上で、私はまあ十分な権限ではないかというふうに考えているところでございまして。

○国務大臣(中曽根弘文君) 原子力安全委員会は、原子炉施設等の設置許可に際しましては、約二百名に及ぶ専門家を動員いたしまして、原子炉等規制法に基づいて、私も一次行政庁が行う安全審査について独自の立場からダブルチェックを行う、そういうことになっているわけでございまして。

また、本年十一月十一日の安全委員会の決定におきまして、安全審査の際の考え方が建設段階、それから運転段階、それぞれに的確に実現されていること、それから事業者の技術的能力が維持されていること等を確認するために、随時に現地調査を行うことを含めて、一次行政庁の安全規制の

あり方を調査して、必要に応じて適切な措置を講じるよう求めていくなど、みずからの機能強化を図ることとしていただいております。

○水野誠一君 ダブルチェックの問題というのは、これは私は非常に難しい問題だと思っておりますが、ダブルチェック機関の一方であるはずの科学技術庁にしても、報告書を必要とするような事故調査を全面的に安全委員会にゆだねたり、そもそも施設の安全審査の基準は安全委員会が定めた指針に基づいて行っているといった答弁が繰り返されるなど、ダブルチェック機関の一つとしては、みずからのチェック責任を明確にしていないように見受けられる点があるんですね。どうも科技庁が都合が悪くなると安全委員会に責任を転嫁しているというような感じがするのは、私だけかもしれないんですけども、ちよつとそういう感じがするんです。

そういう視点から伺いたいと思うんですが、もしもそれぞれがダブルチェック機関として責任を担っているとするならば、今回のジェー・シー・オー事故において、科技庁にはどのような責任があるのか、それから安全委員会にはどのような責任があるのか、それぞれ明確に整理して説明をさせていただきたいと思っております。科技庁長官と委員長、それぞれにお願いします。

○国務大臣(中曽根弘文君) 行政庁の方では、事故が起きますと速やかに事故対策本部を設置いたしまして、また調査を行うわけでございまして。そして、それを安全委員会に御報告をする、そういう形になっておりますので、委員御指摘のような御心配といえますか、その辺は役割をきちつと分担している、そういうふうに私は考えております。

○政府参考人(佐藤一男君) 例として今回のジェー・シー・オーの問題を引かせていただきましたと思うわけでございますが、この施設は、たしか昭和五十九年と記憶いたしますが、安全委員会がつくりました核燃料施設安全審査基本指針というものを踏まえまして科学技術庁が審査をしたわけ

でございます。その審査の結果を原子力安全委員会が諮問を受けまして、審査内容が適正であるかどうかということをチェックして、その当時これで妥当であるという答申をしたわけでございまして。

したがって、安全委員会といたしましては、そういう答申をしたという責任はもちろん有しているわけでございまして。

○水野誠一君 どうも私なんか考えるところだとダブルチェックに対する考え方が根本的に違うんじゃないかという気がするんです。つまり、ダブルチェックという気からは、それを担うそれぞれ二者がよって立つ立場が明確に異なっている必要があるはずで、それぞれの責任所在が混在している現状では本来のダブルチェックの意味をなしていないんじゃないか、こういうところが気になるわけなんです。

事実、朝日新聞の記事に「独立か孤立か」「親元」離れた安全委」というような記事がございまして。その中でも、ダブルチェックといつても同じことの繰り返しじゃだめだということなんでしょうか、強い権限を持つといつても研究、実験の手足が安全委員会には与えられていない、当事者が提出する資料を見るだけの書類審査じゃないか、こういう厳しい指摘も実際あるわけであります。

それはまた改めていつかお尋ねしていくことにして、私は必ずしも原子力に真向から反対しているわけではありません。しかし、片方は法律の運用も行い原子力の推進も規制も行う、片方は安全規制が任務だが権限も手足もない、そのためにもう片方に依存するという構図が責任体制をあいまいにしているという気がするんです。規制と推進の分離が明確にされていない、適切で透明なチェックを受けられる体制になっていない、そのために原子力に対する信用性、信頼性が結果として失われてしまう。また、堂々と原子力を推進する立場の説得力をも失わせてしまう。こういう現状を招いているところに私はその問題の根があるんじゃないかな、そういう感じを抱いております。

安全委員会の人員強化が大変重要であると思うわけですが、規模の拡大よりも、重視すべきは仕事の質の転換だと思っております。安全委員会を内閣府に持っていくとしたとしても、あるいは事務局機能を前倒しして総理府に持っていくとしたとしても、これまでのように科技庁の職員などが短期に出向していたのでは意味がないのではないかと、こういう気もいたします。

そこで、最後に一つ御質問をしたいんですが、行政改革の真の目的というのは、単なる枠組みの変更じゃなくて、簡素で透明な政府に向けた質の転換だということを私も繰り返し申し上げてきたわけであります。

例えば、安全委員会を内閣府に移管すると同時に、例えば科学技術庁原子力安全調査室などからそこに人材を送るのだとすれば片道切符の人材異動にしたいと、あるいは委員会の人材の独自採用、これもできるような質的な機能転換、あるいは独立性強化、これを図ってこそ初めて佐藤委員長のおっしゃる行政府から一歩離れた監視する存在価値を見出せるんじゃないかなと感じるわけであります。

この点について長官それから委員長、それぞれの御所見を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほどのダブルチェックのお話をもう少しさせていただきたいんですが、私も原子力施設の設置等を許可する際の審査においては、行政庁が法令に基づいて行う安全審査について原子力安全委員会が専門的立場から審査指針等に従ってダブルチェックを行っている。今後は、これと同様に、原子力施設の建設、運転段階についても、例えば一次行政庁の行政官が行う検査に対して原子力安全委員会が専門家を中心に検査方法をチェックするなど、異なる視点からのチェックが行われることになりまして、ダブルチェックの機能が働くこととなるわけでございまして。

今後は、内閣府に移行いたしますと、推進それから審査が完全に分離されるわけでありすけれども、私どもはこれらの移行が万全の体制でできるように今後努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

○政府参考人(佐藤一男君) 委員御指摘のとおり、例えば単に看板をかえたというだけではこの行政改革の趣旨というの生かされない、まことにそのとおりと存じます。それから、もちろん私どもの事務方の規模、人数等極めて重要ではございますけれども、単にこれまた人数をふやせばいいというものでもないこととおりと考えます。

どういふふうにそういう人材を確保していくかということとは私どもにとつても非常に重要な問題というふうに考えておりますが、少なくとも組織が変わって何らかの期間は、かなりこれまでも経験のある優秀な行政官という方にもぜひ安全委員会の事務局に御参加いただきたいというふうに考えております。また、従前どおり、私どもは相当数の現在第一線で活躍しておられるすぐれた専門家の方々の御協力をいただきまして、そういう意味での科学的技術的に中正な適正な結論を得るべく努力してまいりたいと思ひます。

また、直接事務局に御参加いただく要員として技術参事というものも考えてございまして、そういう点でも今委員御指摘のような、本当に自身のある安全委員会にしたいというふうなところを考慮してまいりたいと思ひます。

○水野誠一君 ありがとうございます。

非常にやっばり今国民の目が安全委員会に注がれていと思うんです。ですから、ひとつその辺の独立性をしっかりと保って、屋上屋と言われたり、あるいは通一遍のダブルチェックと言われないような体制をつくっていただきたい。ひとつ科学技術庁長官ににらまれたり嫌がられるぐらいの安全委員会にしたいと思ひますので、よろしく願ひします。

○委員長(成瀬守重君) 本日の質疑はこの程度に

とどめ、これにて散会いたします。
午後三時二十九分散会

十二月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力災害対策特別措置法案
一、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

原子力災害対策特別措置法案
原子力災害対策特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等(第七条―第十四条)
- 第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等(第十五条―第二十四条)
- 第四章 緊急事態応急対策の実施等(第二十五条―第二十六条)
- 第五章 原子力災害事後対策(第二十七条)
- 第六章 雑則(第二十八条―第三十九条)
- 第七章 罰則(第四十条―第四十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もつて原子力災害から国民

の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。))の場合にあつては、当該運搬に使用する容器等)へ放出された事態をいう。
- 三 原子力事業者 次に掲げる者(政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたつて使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。)をいう。
 - イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可(承認を含む。この号において同じ。)を受けた者
 - ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのものを除く。)を受けた者
 - ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
 - ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定(承認を含む。)を受けた者(同条第三項の規定により再処理施設を設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)
 - ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
 - ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく

核燃料物質の使用の許可を受けた者(同法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。)

- 四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。
- 五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)(の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- 六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。
- 七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)(の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。
- 八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。
- 九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 十 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。
- 十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。
- 十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律

の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

（国の責務）

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。第十七条第六項第三号及び第二十条第三項を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

（関係機関の連携協力）

第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

（原子力事業者防災業務計画）

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があるとき、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二十条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであつてはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）に、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）及び当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る

原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法第二十条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

（原子力防災組織）

第八条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならない。

2 原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならない。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、主務省令で定めるところにより、その現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該

原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子力防災要員の配置を命ずることができる。

（原子力防災管理者）

第九条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統括させなければならない。

2 原子力防災管理者は、当該原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

4 原子力事業者は、原子力防災管理者が当該原子力事業所内にいないときは、副原子力防災管理者に原子力防災組織を統括させなければならない。

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区

域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員を派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。
（放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等）

第十一条 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従って、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、これを保守点検しなければならない。

び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。

4 第八条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その性能について主務大臣が行う検査を受けなければならない。

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。）を指定するものとする。

2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して

必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

（防災訓練に関する国の計画）

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを含むものとする。

一 原子力緊急事態の想定に関すること。

二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項
（他の原子力事業所への協力）

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等
（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

（原子力災害対策本部の設置）

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急

を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要を限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができらる。

機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害村

策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊

め、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部

5 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴い

で、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示す

ることにより変更することができる。

必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術

7 原子力災害対策本部長は、前各項の規定によ
る。 的事項について必要な助言を求めることができ

る権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

原子力災害対策本部長は、第一項、第三項及び第六項の規定による権限（第三項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）

の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができるとある。

る委任をしたときは、直ちに、その旨を告示し
なければならぬ。

(原子力災害対策本部の廃止)

第二十一条 原子力災害対策本部は、原子力緊急
事態宣言に係る原子力緊急事態に關し、原子力
緊急事態解除宣言があつた時に、廃止されるも
のとする。

(都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的
設置)

第二十二条 原子力緊急事態宣言があつたとき
は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態に
急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市
町村長は、当該原子力緊急事態に關し災害対策
基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本
部を設置するものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたとき
は、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力
緊急事態宣言に係る緊急事態に急対策実施区域
を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部
は、当該原子力緊急事態に關する情報を交換
し、それぞれが実施する緊急事態に急対策につ
いて相互に協力するため、原子力災害合同対策
協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者
をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害
現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府
県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害
対策本部員その他の職員で当該都道府県の災
害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の
災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策
本部員その他の職員で当該市町村の災害対策
本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認め
るときは、協議して、前項に掲げるもののほか、

指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊
急事態に急対策の実施に責任を有する者を加え
ることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、
緊急事態に急対策拠点施設とする。

(災害対策基本法の適用除外)

第二十四条 原子力緊急事態宣言があつた時から
原子力緊急事態解除宣言があるまでの間におい
ては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊
急事態については、災害対策基本法第二章第三
節及び第七七条の規定は、適用しない。

第四章 緊急事態に急対策の実施等

(原子力事業者の応急措置)

第二十五条 原子力防災管理者は、その原子力事
業所において第十条第一項の政令で定める事象
が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災
業務計画の定めるところにより、当該原子力事
業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は
拡大の防止のために必要な応急措置を行わせな
ければならぬ。

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項
の規定による措置の概要について、原子力事業
者防災業務計画の定めるところにより、主務大
臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係
隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の
発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事
象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び
市町村長)に報告しなければならない。この場
合において、所在都道府県知事及び関係隣接都
道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の
内容を通知するものとする。

(緊急事態に急対策及びその実施責任)
第二十六条 緊急事態に急対策は、次の事項につ
いて行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に關
する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に關
する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に關する

情報の収集に關する事項

三 被災者の救護、救助その他保護に關する事
項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の
復旧に關する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力
災害を受けた地域における社会秩序の維持に
關する事項

六 緊急輸送の確保に關する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者
等の被ばく放射線量の測定、放射性物質によ
る汚染の除去その他の応急措置の実施に關す
る事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害
(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大
の防止を圖るための措置に關する事項

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊
急事態解除宣言があるまでの間においては、指
定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地
方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機
関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他
法令の規定により緊急事態に急対策の実施の責
任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事
業者防災業務計画の定めるところにより、緊急
事態に急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力
事業者防災業務計画の定めるところにより、指
定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並び
に地方公共団体の長その他の執行機関の実施す
る緊急事態に急対策が的確かつ円滑に行われ
るようにするため、原子力防災要員の派遣、原
子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じ
なければならない。

(原子力災害事後対策及びその実施責任)
第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項に
ついて行うものとする。

一 緊急事態に急対策実施区域その他所要の区

域(第三号において「緊急事態に急対策実施
区域等」という。)における放射性物質の濃
度若しくは密度又は放射線量に關する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康
に關する相談の実施その他医療に關する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況
が明らかになつていないことに起因する商品
の販売等の不振を防止するための、緊急事態
に急対策実施区域等における放射性物質の発
散の状況に關する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害
(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大
の防止又は原子力災害の復旧を圖るための措
置に關する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の
長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定
公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者
その他法令の規定により原子力災害事後対策に
責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力
事業者防災業務計画の定めるところにより、原
子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力
事業者防災業務計画の定めるところにより、指
定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並び
に地方公共団体の長その他の執行機関の実施す
る原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われ
るようにするため、原子力防災要員の派遣、原
子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じ
なければならない。

第六章 雑則
(災害対策基本法の規定の読替え適用等)
第二十八条 原子力災害についての災害対策基本
法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビ
ナート等災害防止法第三十二条第二項の規定に
より読み替えて適用される場合を含む。)の適
用については、これらの規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
とする。

第二十一条	読み替える規定		読み替えられる字句	
	第一条第二号	災害を	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。)を	
第二十一条	並びにその他の関係者	災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が	
		被害	被害(被害が生ずる蓋然性を含む。)	
第二十一条	資料	災害の	原子力災害の	
		並びにその他の関係者	、原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。)並びにその他の関係者	
第三十四条第一項	災害及び災害	災害及び災害	又は主務大臣を通じ原子力安全委員会に対し、資料	
		災害及び災害	原子力災害及び原子力災害	
第三十四条第一項	災害及び災害	災害及び災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の状況	
		災害及び災害	緊急事態緊急対策	
第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号	災害及び災害	災害及び災害	原子力災害予防対策	
		災害及び災害	原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達	
第四十六條第一項	災害及び災害	災害及び災害	救難	
		災害及び災害	緊急事態緊急対策並びに原子力災害事後対策	
第四十六條第二項	災害及び災害	災害及び災害	原子力災害予防対策	
		災害及び災害	原子力災害の	
第四十七條第一項	災害及び災害	災害及び災害	緊急事態緊急対策	
		災害及び災害	原子力災害予防対策	
第四十七條第一項	災害及び災害	災害及び災害	原子力災害	
		災害及び災害	原子力災害	
第四十八條第一項	災害及び災害	災害及び災害	災害予防責任者	
		災害及び災害	防災計画	
第四十八條第三項	災害及び災害	災害及び災害	災害予防責任者	
		災害及び災害	防災計画及び	
第四十八條第四項	災害及び災害	災害及び災害	災害予防責任者	
		災害及び災害	災害緊急対策又は災害復旧	
第四十九條	災害及び災害	災害及び災害	災害に	
		災害及び災害	災害に関する警報の発令及び伝達、警告	
第五十一條	災害及び災害	災害及び災害	災害に	
		災害及び災害	原子力災害に	
第五十二條第一項	災害及び災害	災害及び災害	原子力緊急事態宣言の伝達	
		災害及び災害	原子力災害	
第五十三條第一項から第四項まで	災害及び災害	災害及び災害	原子力災害	
		災害及び災害	原子力災害が	
第五十三條第五項	災害及び災害	災害及び災害	法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は	
		災害及び災害	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置	
第五十六條	災害及び災害	災害及び災害	法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	
		災害及び災害	予報若しくは警報	
第五十六條	災害及び災害	災害及び災害	指示	
		災害及び災害	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若しくは第二十条第三項の規定による指示を受けたとき	

第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十八條の二第一項及び第二項並びに第六十九條	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第七十一條第一項	災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第七十三條第一項	第五十條第一項第四号から第九号まで 災害が発生した場合において、当該災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。この項において同じ。)
第七十四條第一項及び第七十五條	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第七十八條第一項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第七十九條	第五十條第一項第四号から第九号まで 災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第八十四條第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第八十六條第一項及び第二項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第八十八條第一項	災害復旧事業に	原子力災害事後対策に
第八十九條	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
	災害復旧事業の	原子力災害事後対策の
第九十條	災害復旧事業	原子力災害事後対策
第九十一條	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急

第九十四條	災害応急対策	緊急事態応急対策
第九十五條	第二十八條第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八條の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五條第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十條第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示
第九十六條	災害復旧事業その他災害に關連して行なわれる事業	原子力災害事後対策
第一百條第一項	災害	原子力災害
第一百二條第一項	災害の	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第一百二條第一項第二号	災害予防、災害応急対策又は災害復旧	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第一百四條	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第一百三十三條	第七十一條第一項	第七十一條第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	同條第二項	第七十一條第二項
	第七十八條第一項	第七十八條第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第一百五條	を含む。以下	及び原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下
第一百十六條	第五十一條第一項	第五十一條第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第七十三條第一項	第七十三條第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第七十六条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第七十六条の三第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	緊急事態応急対策 原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第四項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第六項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	緊急事態応急対策 原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六条の四	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十六条第一項		第七十六条第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十三条第一項		第六十三条第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。)
同条第三項		同条第三項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
同条第一項		第六十三条第一項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官

3

原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第二項第二号	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。があつた場合において、当該原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第十四条第二項第三号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。及び原子力災害事後対策(同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。)
第二十九条第一項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第二十九条第二項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
	指定地方行政機関の長	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
	指定地方行政機関の職員	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員
第三十条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第三十三条	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第九十九条第一項第二号	災害応急対策若しくは災害復旧	緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策

4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、適用しない。

5 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に關しては、災害対策基本法第五十條、第五十四條、第五十九條及び第六十六條の規定は、適用しない。

6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定に

より読み替えて適用される災害対策基本法第二十九條第一項若しくは第二項又は第三十條第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に對し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に關する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

(原子力災害に關する研究の推進等)

第二十九條 国は、原子力の安全の確保、原子力災害の防止及び放射線障害の防止に關する

る科学的な研究及び開発を推進するとともに、その成果の普及に努めなければならない。

(原子力防災専門官)

第三十条 科学技術庁及び通商産業省に、原子力防災専門官を置く。

2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として科学技術庁長官又は通商産業大臣が指定した原子力事業所について、第七条第一項に規定する原子力事業者防災業務計画の作成及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、第十條第一項前段の規定による通報があった場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集。、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言。その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十一条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十二条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第三十三条 第十一条第五項の規定による検査を

受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第三十四条 この法律(第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項、第二十五条第二項、第三十一条、第三十二条及び第三十七条を除く。)における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二条第三号イ、二、ホ及びヘに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十条第三号第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 内閣総理大臣

二 第二号第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十条第三号第一項第一号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者及び第二号第三号ハに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 通商産業大臣

2 第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項及び第二十五条第二項の規定における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前項第一号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 内閣総理大臣(事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣及び運輸大臣)

二 前項第二号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 通商産業大臣(事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣)

3 第三十一条、第三十二条及び第三十七条の規定における主務大臣は、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とする。

4 この法律における主務省令は、第一項各号(第十条第一項の規定に基づくもの)については、第二項各号)に掲げる区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第三十五条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(前条第一項から第三項までの主務大臣たる内閣総理大臣の権限に限る。)は、科学技術庁長官に委任することができる。

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十六条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(原子力安全委員会の意見)

第三十七条 主務大臣は、第十条第一項及び第十五条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する適用除外)

第三十九条 第三十三条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第四十条 第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項、第八條第四項前段、第九條第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項前段の規定に違反して通報しなかつた者

三 第十一條第七項の規定に違反して放射線量の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした者

四 第十二條第四項の規定に違反して資料を提出しなかつた者

五 第三十一条の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をした者

六 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三号ハ及び第三十四条第一項第二号(第二条第三号ハに係る部分に限る。)の規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第七條第二項、第十二條第二項、第二十八條第一項の表第二十一條の項、第三十七條並びに附則第七條、第十三條及び第十四條の規定 この法律の公布の日

三 附則第十五條の規定 中央省庁等改革關係法施行法(平成十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国有財産法の一部改正)

第三条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三

号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十五條の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四條 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第八号中「損害補償」の下に「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第五條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「地震防災派遣」の下に「第八十三條の三の規定による原子力災害派遣」を加える。

第七十五條の四第一項第三号中「第八十三條の二」の下に「若しくは第八十三條の三」を加える。

第八十三條の二の次に次の一条を加える。

(原子力災害派遣)

第八十三條の三 長官は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十七條第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十四條第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することが出来る。

第八十六條中「及び第八十三條の二」を「第八十三條の二及び第八十三條の三」に改める。

第九十四條第一項及び第二項中「又は第八十三條の二」を「第八十三條の二又は第八十三條の三」に改める。

第九十四條の二に次の一項を加える。

2 原子力災害対策特別措置法第十五條第二項

第十部 経済・産業委員会会議録第三号 平成十一年十二月二日【参議院】

の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」とする。

第九十四條の二の次に次の一条を加える。

第九十四條の三 第八十三條の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることが出来る。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六條 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第八十四條第一項」の下に「(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二百四十三條の次に次の一条を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七條第八項中「第一百五十六條第六項」を「第一百五十六條第四項」に改める。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正)

第八條 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一条を加える。

(緊急事態応急対策調査委員)

第二十條の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十五條第四項並びに第二十條第五項及び第六項の規定によりその権限に属せられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

4 調査委員は、再任されることが出来る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第十八号中「に限る。」の下に「(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)(同法第三十四條第一項から第三項までの主務大臣に関する部分に限る。))」を加える。

(国土庁設置法の一部改正)

第十條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十三号中「を除く。」の下に「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)(同法第三十四條第一項から第三項までの主務大臣に関する部分を除く。))」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十九号の次に次の一号を加える。

九十九の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の施行に関する

事務で所掌に属するものを処理すること。

第四條第百号中「前二号」を「前三号」に改める。

第五條第一項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に必要なる命令をすること。

(消防組織法の一部改正)

第十二條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号中「及び大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)」を「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十五條第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六條第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第三十條の二」に改める。

第四章中第三十條の次に次の一条を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第三十條の二 原子力災害対策特別措置法(平

成十一年法律第 号)の施行に関する

事務で所掌に属するものを処理すること。

第四條第百号中「前二号」を「前三号」に改める。

第五條第一項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に必要なる命令をすること。

成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八十八条の三」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第十七条第六項第三号中「政務次官」を「副大臣」に改める。

附則第十條第五項中「審査委員」の下に「並びに緊急事態応急対策調査委員」を、「含む。」の下に「及び第二十条の二第三項」を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)第十五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第千九条」を「第千九条の二」に改める。

第百三条のうち内閣府設置法第四條第三項の改正規定中「同項中」の下に「第十三号の二を第十四号の二とし、」を加える。

第千九条の次に次の一条を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第千九条の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官」を削る。

第三十条第一項中「科学技術庁及び通商産業省」を「文部科学省及び経済産業省」に改め、同条第二項中「科学技術庁長官又は通商産業大臣」を「文部科学大臣又は経済産業大臣」に改める。

第三十四条第一項各号を次のように改める。

一 第二条第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に

掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣

二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに第二条第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 文部科学大臣

第三十四条第二項第一号中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、同項第二号中「通商産業大臣」を「文部科学大臣」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣及び国土交通大臣」に、同条第三項中「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の四項を加える。

5 製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣及び通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令、通商産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試験の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条の三の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二十條第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第二十一條の三第一項中「内閣総理大臣は、」の下に「加工施設の性能が第十六条の五第二項の

技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は」を加え、「操作又は」を「操作若しくは」に改める。

第二十二條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

第二十二條の二を第二十二條の二とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(加工施設の解体)

第二十二條の二 加工事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。は、加工施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができ。

第二十九條の見出しを「(施設定期検査)」に改

める。

第三十三条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第三十七條第一項中「保安規定」の下に「(原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十三條の十一の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第四十三條の十六第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第四十三條の二十第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

なければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十六條の二の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第四十六條の七第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十條第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十條の三第二項中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に改める。

第五十一條の十の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第五十一條の十四第二項に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十一條の十八第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一條の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一條の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十六條に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十六條の三第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十

六條の三第五項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第六十五條第一項中「及び次条」を「次条及び第六十六條の二」に改める。

(主務大臣に対する申告)

第六十六條の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができ、

2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十七條の二の見出しを「(原子力施設検査官及び原子力保安検査官)」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同条第二項中「第六十六條の五」を「から第六十六條の五まで」に改め、同条第三項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学技術庁の原子力保安検査官は第十二條第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項又は第五十六條の三第五項の検査(第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第四号の原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、通商産業省の原子力保安検査官は第十二條第五項、第三十七條第五項又は第四十

三条の二十第五項の検査(第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第一号の原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、それぞれ従事する。

第七十一条第七項中「第二十二条第一項若しくは第三項」の下に「第二十二条の第二項」を加え、「第二十二条の第二項」を「第二十二条の第二項、第二十三条の第二項」に改める。

第七十五条第一項第五号中「第十六条の四第一項若しくは第四項」の下に「第十六条の五第一項」を加える。

第七十七条中「百万円」を「三百万円」に改める。

第七十八条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号の三中「第二十二条の第二項」を「第二十二条の第二項」に改める。

第七十八条の四を第七十八条の五とし、第七十八条の三の次に次の一条を加える。

第七十八条の四 第六十六条の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十二条の第二項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十二条第六項(第二十二条第六項、第三十七条第六項、第四十三条の二十第六項、第五十条第六項、第五十一条の十八第七項又は第五十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十二条第三号中「第二十二条の第二項」を「第二十二条の二の第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六條の七第二項、第五十一条の十四第二項及び第五十六條の改正規定 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の施行の日

二 第四十三條の十六第二項の改正規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日

又は原子力災害対策特別措置法の施行の日

いづれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という。第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二条

第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一

項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一

項、第五十一条の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定による変更の認可の申請を

した場合、それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否のあった日

二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

2 旧法第十六條の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六條の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六條の三第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六條の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

第三条 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七條の二の改正規定中「第六十七條の二」とあるのは、「第六十七條の三」とする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第四条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正す

る。

第九百四条のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という。第三章第二十二條の六第二項及び第三十二條の七第二項を除く。)の改正規定中「第三章」の下に「第二十二條第六項」を加え、規制法第二十一條の二第二項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第四章(第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十三條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。)の改正規定中「第三十六條第二項」の下に「第三十七條第六項」を加え、規制法第

三十六條の改正規定の次に次のように加える。

第三十七條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「主務大臣」を「第二十三條第二項に規定する主務大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「主務省令」を「第二十七條第一項に規定する主務省令」に改める。

第九百四条のうち、規制法第四章の二(第四十三條の二十五第二項及び第四十三條の二十六第二項を除く。)の改正規定中「第四章の二」の下に「第四十三條の二十六第六項」を加え、規制法第四十三條の十九の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條の二十六第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第五章(第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。)及び第五十條の二(第五十一條の二第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。)の改正規定中「第五章」の下に「第五十條第六項」を、「第五十一條の二第三項」の下に「第五十一條の十八第七項」を加え、規制法第四十八條第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第五十條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち規制法第五十一條の十七第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十一條の十八第七項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四条のうち、規制法第六章(第五十七條の二第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條の二、第五

十九条の二並びに第六十条を除く。の改正規定中「第六章」の下に「第五十六条の三第六項」を加え、規制法第五十六条第十二号の改正規定の次に次のように加える。

第五十六条の三第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

第九百四条のうち規制法第六十七条の二第二項の改正規定中「第十六条の四」を「から第十六条の五まで」に、「加える」を「加え、同条第三項中「第十二条第五項、第二十二條第五項、」及び「第五十条第五項、第五十一条の十八第六項」を削り、「第四号」を「第五号」に改め、「第三十七条第五項又は第四十三條の二十第五項」を「第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十条第五項又は第五十一条の十八第六項」に改め、「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加える」に改める。

第二号中正誤

ベシ段行 誤
七四八 サイトの、
ククル〇 サイトの 正

